

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度
(第33期) 自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

株式会社青山財産ネットワークス

東京都港区赤坂八丁目4番14号

(E05407)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	12
3. 事業等のリスク	19
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	27
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
(1) 株式の総数等	28
(2) 新株予約権等の状況	28
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	32
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	33
(5) 所有者別状況	33
(6) 大株主の状況	34
(7) 議決権の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	36
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	37
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	37
(2) 役員の状況	42
(3) 監査の状況	48
(4) 役員の報酬等	51
(5) 株式の保有状況	52
第5 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
(1) 連結財務諸表	55
(2) その他	86
2. 財務諸表等	87
(1) 財務諸表	87
(2) 主な資産及び負債の内容	98
(3) その他	98
第6 提出会社の株式事務の概要	99
第7 提出会社の参考情報	100
1. 提出会社の親会社等の情報	100
2. その他の参考情報	100
第二部 提出会社の保証会社等の情報	101

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【事業年度】	第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03 (6439) 5800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレートファイナンス本部長 橋場 真太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03 (6439) 5800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレートファイナンス本部長 橋場 真太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (百万円)	19,061	19,118	24,213	35,952	36,098
経常利益 (百万円)	1,503	1,195	1,796	2,499	3,359
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,676	800	1,481	1,694	2,062
包括利益 (百万円)	1,380	702	1,539	1,792	2,115
純資産額 (百万円)	6,390	6,566	7,128	8,320	9,584
総資産額 (百万円)	15,492	16,001	17,426	21,757	23,491
1株当たり純資産額 (円)	259.48	262.39	294.61	340.13	390.42
1株当たり当期純利益金額 (円)	70.00	33.01	61.22	69.82	84.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	69.34	32.83	60.91	69.75	84.74
自己資本比率 (%)	40.6	39.8	40.8	38.0	40.4
自己資本利益率 (%)	31.1	12.7	22.0	22.0	23.2
株価収益率 (倍)	12.06	24.33	24.81	15.47	12.23
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,300	1,942	2,389	2,219	2,488
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	723	△753	△631	△1,256	212
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,215	△215	△374	882	△858
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,494	9,424	10,862	12,801	14,693
従業員数 (人)	236	247	259	290	298

- (注) 1. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第32期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第29期から第31期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (百万円)	15,382	15,769	21,697	33,811	33,658
経常利益 (百万円)	1,153	1,111	1,568	2,104	2,605
当期純利益 (百万円)	1,532	872	1,436	1,458	1,665
資本金 (百万円)	1,143	1,153	1,167	1,210	1,210
発行済株式総数 (株)	12,114,100	12,142,400	24,362,800	24,520,859	24,520,859
純資産額 (百万円)	5,907	6,184	6,647	7,510	8,451
総資産額 (百万円)	13,786	14,074	14,806	18,364	18,803
1株当たり純資産額 (円)	239.54	246.69	274.86	307.81	345.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	50 (17)	53 (20)	39 (22)	35 (13)	41 (15)
1株当たり当期純利益金額 (円)	64.02	35.96	59.36	60.11	68.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	63.41	35.76	59.06	60.05	68.40
自己資本比率 (%)	42.1	42.6	44.8	40.7	44.7
自己資本利益率 (%)	30.9	14.8	22.7	20.7	22.1
株価収益率 (倍)	13.18	22.33	25.59	17.97	15.15
配当性向 (%)	39.1	73.7	47.2	58.2	59.9
従業員数 (人)	183	188	191	219	224
株主総利回り (%)	137.6	135.3	253.1	189.2	188.8
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(118.1)	(126.8)	(143.0)	(139.5)	(178.9)
最高株価 (円)	2,030	1,796	1,544 (1,743)	1,540	1,208
最低株価 (円)	1,221	897	849 (1,486)	888	918

- (注) 1. 第29期の1株当たり配当額には、上場15周年記念配当5円を含んでおります。
2. 株価収益率は、貸借対照表日における株価に基づいて算出しております。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
4. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 第31期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 第32期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第29期から第31期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2 【沿革】

年月	事項
1991年9月	財産コンサルティングを目的として、船井コーポレーション(株) (船井総合研究所の100%連結子会社) と(株)グリーンボックスが中心となり、(株)船井財産ドックを設立 (設立時資本金61,000千円) 本店 東京都港区芝三丁目4番11号 (登記上の本店所在地) 本社 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
1991年12月	第三者割当増資 (資本金100,000千円) (株)東海銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行)、(株)東京銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行)、中央信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株))、大和証券(株)、オリックス(株)、日本生命保険相互会社をはじめとする金融機関からの資本参加を受ける
1996年10月	本社を東京都武蔵野市境二丁目14番1号に移転
1999年1月	全国資産家ネットワークを構築するために、(株)船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステムを設立 (当社60%出資、資本金10,000千円)
1999年4月	商号を(株)船井財産コンサルタンツに変更 (株)船井財産コンサルタンツ京都を設立 (以降、各地にエリアカンパニーを順次設立)
1999年7月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合物出資型による不動産共同所有システムを開始
2000年7月	第三者割当増資 (増資後資本金350,000千円) ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号、船井コーポレーション(株)他からの資本参加を受ける
2000年10月	(株)船井エステート(旧 (株)青山総合エステート)を設立 (旧連結子会社)
2002年7月	不動産特定共同事業法に基づく任意組合金銭出資型による不動産共同所有システムを開始
2003年7月	本社及び本店を東京都新宿区西新宿二丁目4番1号へ移転
2004年7月	(株)東京証券取引所マザーズ市場に上場
2004年7月	特定非営利法人「日本企業再生支援機構」の設立に参加
2004年10月	フランチャイズ方式による当社ネットワーク「エリアパートナー制度」を導入
2005年1月	執行役員制度の導入
2005年3月	(株)暁事業再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社)
2005年9月	不動産賃貸管理会社 KRFコーポレーション(株)(現 (株)青山総合エステート)を出資持分の買取りにより子会社化 (資本金3,000千円、現連結子会社)
2005年9月	(株)地域企業再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社) (株)ふるさと再生ファンドを設立 (当社100%出資、資本金3,000千円、旧連結子会社)
2006年3月	100年ファンド投資事業有限責任組合を設立 (旧連結子会社) 当社が同組合の無限責任組合員を務める
2006年8月	100年ファンド投資事業有限責任組合 (当社31.5%出資、出資金3,870,000千円、旧連結子会社) を連結子会社化 これに伴い(株)うかいを持分法適用関連会社とする (議決権所有割合40.01%)
2007年2月	(株)うかいの河口湖ミュージアム事業を分社化し、(株)河口湖うかいが継承 (当社30%出資、資本金150,000千円、持分法適用関連会社)
2007年3月	(株)船井財産コンサルタンツ・ネットワークシステム (旧連結子会社) を当社に吸収合併
2008年6月	100年ファンド投資事業有限責任組合を解散のうえ清算
2008年9月	(株)プロジェクトホールディングスを連結子会社化
2008年10月	(株)プロジェクトホールディングスを吸収合併し、同社は解散
2009年9月	株式の一部売却により(株)うかいを持分法適用関連会社から除外
2009年10月	青山オフィスを東京都港区赤坂八丁目4番14号に開設
2010年4月	本店を東京都港区赤坂八丁目4番14号に移転、青山オフィスを廃止
2010年10月	(株)船井エステートを(株)青山総合エステートに商号変更
2010年10月	KRFコーポレーション(株)をKRFコーポレーション(株)(現 (株)青山総合エステート)へ組織変更
2011年1月	Aoyama Wealth Management Pte. Ltd. をシンガポール共和国に設立 (現連結子会社)
2011年3月	株式の売却により(株)河口湖うかいを持分法適用関連会社から除外
2012年7月	(株)船井財産コンサルタンツの商号を「(株)青山財産ネットワークス」に変更
2013年7月	KRFコーポレーション(株)が(株)青山総合エステートを吸収合併、同日、(株)青山総合エステートに商号変更 (現連結子会社)

年月	事項
2013年10月	㈱日本資産総研を経営統合（当社100%出資、資本金195,500千円、現連結子会社）
2013年10月	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. をアメリカ合衆国 カリフォルニア州に設立（旧連結子会社）
2015年5月	東京証券取引所第二部に市場変更
2015年6月	不動産特定共同事業法に基づく金融庁長官・国土交通大臣許可を取得
2015年9月	合同会社青山ライフプロモーションを設立（旧連結子会社）
2016年1月	㈱プロジェクト（現 ㈱青山財産インベストメンツ 現連結子会社）と、新生インベストメント&ファイナンス㈱との合併により新生青山パートナーズ㈱を設立（㈱青山財産インベストメンツ 50%出資、資本金3,000千円）
2016年8月	㈱日本M&Aセンターとの合併により㈱事業承継ナビゲーターを設立（当社50%出資、資本金40,000千円）
2017年5月	PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIAをインドネシア共和国に設立（現連結子会社）
2017年6月	㈱日本資産総研とその子会社である㈱日本資産総研コンサルタント及び㈱日本資産総研ワークスが合併し、存続会社である㈱日本資産総研コンサルタントを㈱日本資産総研（現連結子会社）に商号変更
2017年10月	不動産特定共同事業法改正スキーム地方創生事業の当社第1号案件となる小松駅前複合施設「Komatsu A×Z Square（こまつアズスクエア）」が竣工
2019年2月	㈱キャピタル・アセット・プランニングと資本業務提携
2019年12月	HACグループ及び篠原公認会計士事務所グループとの三社合併で、㈱青山財産ネットワークス九州を設立（現連結子会社）
2020年9月	一般社団法人不動産特定共同事業者協議会 代表理事会長に代表取締役社長蓮見正純が就任
2020年10月	㈱青山フィナンシャルサービスを設立（現連結子会社）
2021年1月	㈱青山ファミリーオフィスサービスを設立（現連結子会社）
2021年3月	Hash Dash Holdings㈱と資本業務提携
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場に移行
2022年6月	㈱日本デジタルインベストメントを設立（現連結子会社）
2022年8月	㈱事業承継ナビゲーターを㈱ネクストナビに商号変更（現持分法適用関連会社）
2022年8月	地方創生事業第2号案件「TSURUGA POLT SQUARE otta（オッタ）」を竣工
2023年6月	Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. を清算し、連結の範囲から除外

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社10社及び関連会社2社により構成されており、個人資産家及び企業オーナーに対して財産承継・事業承継・財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング業務を主たる事業としております。

当社グループの事業は、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、(1)財産コンサルティング、(2)不動産取引に区分しております。

(1) 財産コンサルティング

個人資産家への財産承継コンサルティング、企業オーナーへの事業承継コンサルティング、コンサルティングの実効性を高めるための商品を提供した際に得られる売上を財産コンサルティングに計上しており、内訳は次の通りです。

①財産承継

財産承継につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

財産承継では、相続が発生した際に相続税の納税額はどれくらいになるか、そして納税できる資金は確保できるのか、遺産分割が円滑に行われるのか、さらに納税後のご家族の生活資金は十分かといった分析・将来シミュレーションを行い、問題点と問題を解決するための課題を明らかにしていきます。そして、課題解決の為の施策の検討、実行のお手伝いをします。この財産承継において重要になるのが、相続争いを未然に防ぐための遺言書作成、信託の活用、収入アップや分割しやすくするための資産の組換えと納税資金や相続後の遺された方の生活資金を確保するための対策です。

また、財産承継で培ったノウハウを活かし、財産に関する社会問題の解決にも取り組んでおります。

②事業承継

事業承継につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

企業オーナーの事業承継問題は今や日本における非常に大きな課題となっています。そうした中、同族承継を続けられる企業オーナーの方々に対しては「経営の承継」と「ファミリー財産の承継」の総合的なご支援を拡大していきます。同族経営の根底に脈々と流れる創業の理念やファミリーの哲学に配慮し、お客様の立場に立った視点で中長期プランの作成、実行、定期的な見直しを行います。オーナー経営者に相続や認知症の発症が起きても、経営は揺るがず、家族の生活の安定が確保され、納税も行える状況を維持し、世代を超えて長期にわたってご支援してまいります。

一方で、後継者不足の問題はますます深刻化しています。127万社にのぼるとも言われる後継者不在企業の存在の大きな原因として事業の先行き不安があります。事業承継の検討においては、事業の将来性を十分に検討し、同族承継のみならず、M&Aによる第三者承継、役職員による承継、廃業など、承継の選択肢を幅広く持ち、最適な事業承継の選択をしていくことが求められます。

この事業承継を推進するために、株式会社日本M&Aセンターと合併で設立した株式会社ネクストナビにより企業オーナーの意思決定をサポートしております。また、M&Aが終わった後の財産コンサルティングを一気通貫で行うサービスも好評を得ており、今後ますます拡大していく予定です。更には、新生銀行グループとの間で事業承継に悩まれている企業を対象とする事業承継ファンドを組成し、幅広い事業承継ニーズに対応するビジネスモデルを整えてまいりました。

③商品組成等

商品組成等につきましては、ADVANTAGE CLUB及びプライベート任意組合から得られる運営管理報酬、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトから得られる運営管理報酬、海外での運用商品等を開発して提供した際に得られる報酬など、独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングを行うことによる売上を計上しております。

(2) 不動産取引

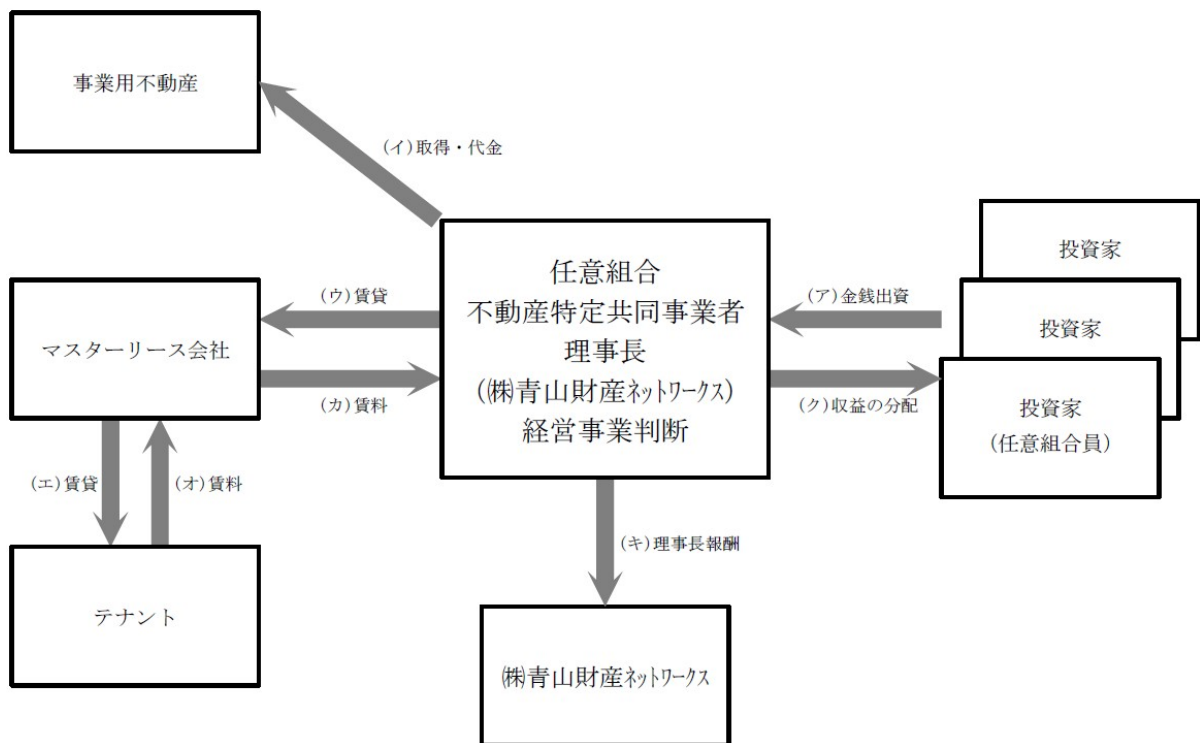
当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。顧客の不動産買い替え需要に対して当社グループは顧客の要望に沿った不動産物件を仕入・販売いたします。顧客の要望にそのまま適う物件があった場合には、当社グループは物件の仲介を行うだけでありますが、権利関係の整理、優良テナントの誘致、リニューアルなどを行い高利回り物件に仕立て直す場合には、当社グループで仕入を行い、当社グループのノウハウを注入し高付加価値物件として顧客に販売することになります。また、不動産特定共同事業法に基づき当社が商品化した「不動産共同所有システム」（後述、「不動産共同所有システム」をご参照ください。）により組成された任意組合に対しても、事業用不動産の供給を行っております。

顧客の資産運用ニーズに応える商品として当社が開発した「不動産共同所有システム」の内容については、次の通りであります。

不動産共同所有システム－ADVANTAGE CLUB（商標登録）

「不動産共同所有システム」とは、不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品であります。投資家が不動産特定共同事業法に基づいて任意組合契約を締結し、この任意組合が事業用不動産を取得してその賃貸運用収益を投資家に配当として分配するものであります。当社は、任意組合の組成、投資家の募集、投資対象物件の取得、任意組合の理事長（任意組合の業務執行組合員）として任意組合の業務執行を行います。

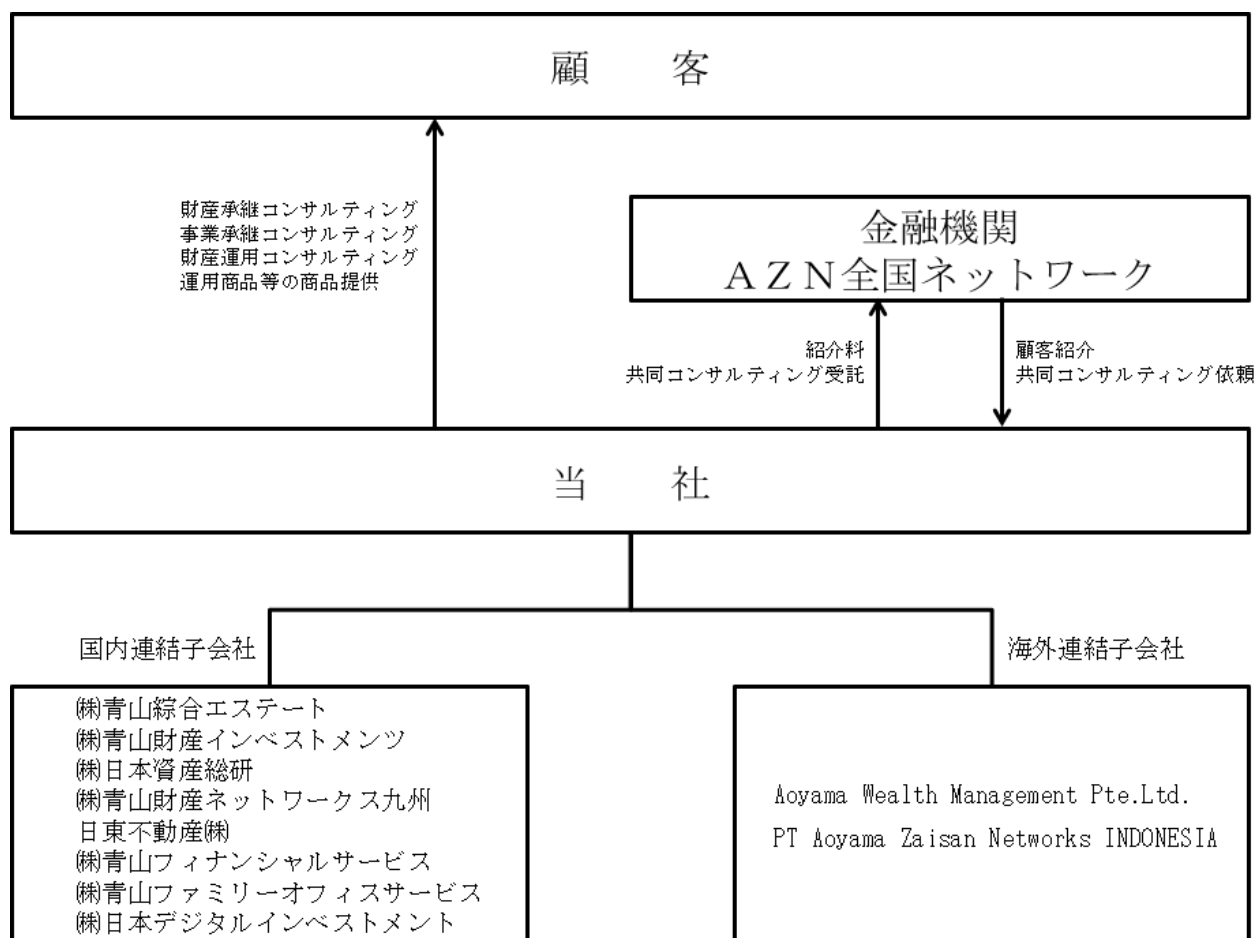
不動産共同所有システムのスキーム図は、以下の通りであります。



- (ア) 投資家は任意組合契約を締結し、金銭出資を行うことにより任意組合の組合員になります。
- (イ) 任意組合は、事業用不動産を取得し、取得した事業用不動産は、理事長以外の全組合員の共有といたします。ただし、事業用不動産の不動産登記簿上の名義は、理事長である株式会社青山財産ネットワークスの名義になります。
- (ウ) 任意組合は、(イ) で取得した事業用不動産についてマスターリース会社と賃貸借契約を締結します。
- (エ) マスターリース会社は、任意組合の取得した事業用不動産のテナントを募集し、不動産賃貸借契約を締結します。
- (オ) マスターリース会社は、テナントから賃料を徴収します。
- (カ) マスターリース会社は、任意組合に対し(ウ) の賃貸借契約に従い賃料を支払います。
- (キ) 任意組合は、当社に理事長報酬を支払います。
- (ク) 任意組合は、諸経費を控除した純利益を投資家（任意組合員）に分配します。

当社グループの事業系統図は、以下の通りです。

[事業系統図]



上記の他に、関連会社2社（株式会社ネクストナビ及び新生青山パートナーズ株式会社）があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株青山総合エステート	東京都 港区	3 百万円	不動産管理	100	役員の兼任がある。
株青山財産インベストメン ツ	東京都 港区	10 百万円	経営コンサルティング	100	役員の兼任がある。
株日本資産総研	東京都 千代田区	100 百万円	不動産の売買、賃 貸の仲介及び財産 活用に関する総合 コンサルティング	100	役員の兼任がある。
Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.	シンガポ ール	50 千シンガポ ールドル	海外における総合 財産アドバイス	100	当社からの資金の借入、 役員の兼任がある。
PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA	インドネ シア	90 億インドネ シアルピア	資産運用・保全コ ンサルティング	100 (0.25)	当社からの資金の借入、 役員の兼任がある。
株青山財産ネットワークス 九州	福岡県 福岡市	30 百万円	事業承継及び財産 活用に関する総合 コンサルタント業	80	役員の兼任がある。
日東不動産(株)	千葉県 千葉市	20 百万円	不動産管理業	100 (100)	役員の兼任がある。
株青山フィナンシャルサー ビス	東京都 港区	60 百万円	金融商品仲介業	83.3	当社からの資金の借入、 役員の兼任がある。
株青山ファミリーオフィス サービス	東京都 港区	50 百万円	同族企業一族の非 財産分野コンサル ティング	100	役員の兼任がある。
株日本デジタルインベスト メント	東京都 港区	50 百万円	投資運用業	60	役員の兼任がある。
(持分法適用関連会社) 株ネクストナビ	東京都 千代田区	40 百万円	事業承継、財産活 用に関する総合コ ンサルティング	50	役員の兼任がある。

(注) 1. 議決権比率の () 内は間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、当社の特定子会社であったAoyama Zaisan Networks USA, Inc.を清算したため、連結の範囲から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループのセグメントは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであります。

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	211
全社（共通）	87
合計	298

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ8名増加しましたのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
224	39.2	6.51	8,071

セグメントの名称	従業員数（人）
財産コンサルティング事業	164
全社（共通）	60
合計	224

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

	当事業年度				
	管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2	労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
提出会社	17.6	57.1	70.0	72.4	37.4
提出会社及び国内連結子会社 （注）3	20.6	45.5	65.2	73.2	20.8

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 3. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定されている連結会社を対象としておりますが、海外子会社は含めておりません。

(補足説明)

男女の給与差については、男性の平均年齢が高いこと（+3.0歳）、男性の平均勤続年数が長いこと（+0.6年）ならびに男性の管理職比率が高いこと（79.4%）等が影響しております。そのため職種/職位別に比較すると給与額について大きな差は見られません。女性従業員比率と女性管理職比率を増加させていくことで、給与差は今後縮小していく見込みとなっております。

また、パート・有期労働者については、定年再雇用者を主とする賃金ベースの高い役職者の男性比率が高いため、格差が大きくなっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針及び経営環境

当社グループは「財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献していきます」を経営目的に掲げている財産コンサルティングファームです。相続による資産移転規模の拡大や事業承継の社会課題化など、当社グループのお客様である個人資産家や企業オーナーを取り巻く環境は大きな変化を迎えており、財産承継・事業承継・財産運用コンサルティングのニーズはますます増大していると認識しております。

当連結会計年度においては、世界的なインフレの進行や金利の上昇、急激な為替の変動など、先行き不透明な状況が続いており、当社のお客様である個人資産家や企業オーナーの財産コンサルティングサービスのニーズ、とりわけ財産承継、事業承継、資産保全並びに資産運用ニーズは大幅に増大しております。

このような状況のもと、当社グループは「財産のことなら青山財産ネットワークス」をビジョンとして掲げ、多くのお客様からご支持いただける日本一の財産コンサルティングファームを目指しております。また、2022年からの3ヵ年を「拡大成長期」と位置付けた第三次中期経営計画を策定しております。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは2022年からの3ヵ年を「拡大成長期」と位置付けた第三次中期経営計画を策定し、以下の課題に積極的に取り組んでおります。

①「戦略的個別サービス」と「総合財産コンサルティングサービス」の両輪によるお客様サービスの品質向上と、量的拡大を実現する

当社グループの成長の鍵となるのは顧客数の拡大による将来組換え財産の拡大と認識しております。戦略的個別サービスの提供により新規の顧客紹介件数は大幅に増加しました。より多くのお客様にコンサルティングサービスを提供すべく、品質と生産性の向上に努めてまいります。また、お客様の相続や事業承継を乗り越えるための最適な財産構成の実現により、お客様に喜んでいただける企業に成長してまいります。

②スマートフォンとオンラインコミュニケーションツールを活用した財産コンサルティングサービスを標準サービスとする

コンサルティング業務の品質向上と標準化及び生産性向上を目的として、DX・AI等の活用によるコンサルタントを支える環境の整備に努めてまいります。当社グループに蓄積されたコンサルティングノウハウのデータ化を行い、データ化によりコンサルティングの標準化をさらに推進するとともに、人材育成システムを構築してまいります。また、マーケティングオートメーションツールを活用してお客様のニーズを把握することにより、お客様ごとに適切なサービスソリューションや情報を提供してまいります。

③「人間力」が高いコンサルティング集団への成長

お客様の大切な財産や事業についてご相談いただくためには、誠実さ、優しさ、利他心など、高い人間力を身に着けたコンサルティング集団に成長することが不可欠です。社内における人間力向上の取組みに加え、社員自身が社会貢献活動を通じて、人間力の向上につながる取組みを行っております。

④社会貢献活動への積極的な取組み

事業を通じて得た収益の一部を継続的な寄付等、多くの方々が幸せに暮らせる社会に役立てるため、全社を挙げて継続的な貢献を行ってまいります。当社はこれまでも東京都医師会への寄付、医療機関への物資提供などを行ってまいりました。2023年度は「ペット共生社会の実現」、「こども食堂支援」、「地域清掃」など、社会課題に取り組んでいる団体への寄付に加え、社員自身が社会貢献活動を行ってまいりました。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の状況は、次の通りです。

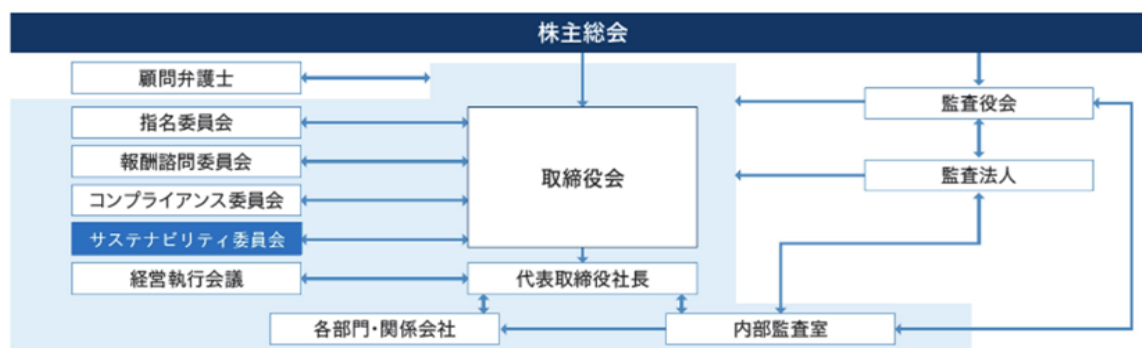
文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは総合財産コンサルティング会社であり、お客様の大切な財産や事業の永続的な発展のご支援をさせていただき立場として、気候変動に対する環境負荷低減の取り組みやお客様の財産に関わるお悩みを解決するための商品、サービスの提供を通じて、経営目的である「財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献」を実現できるよう尽力いたします。「100年財産コンサルティング」を標榜する当社グループは、コンサルティングの源泉である人材育成を土台とし、企業が持続的に成長していく必要があります。2022年2月、取締役会と連携する体制でサステナビリティ委員会を新設し、本委員会を筆頭に、持続可能な社会の実現を目指し全社を挙げて邁進しております。

サステナビリティ委員会は、取締役会で決議する目標の進捗管理や評価などを目的として、持続可能な成長基盤の構築を目指すとともに、サステナビリティの方針や戦略、施策について監督・モニタリング機能を果たします。メンバーは代表取締役及び常勤取締役で構成され、代表取締役社長が運営委員長を務めます。

組織体制



サステナビリティ委員会の傘下には、5つの分科会「TCFD推進」「経営理念浸透・人材強化」「働き甲斐のある会社創造」「社会貢献」「ガバナンス強化」を設置し、テーマに基づいて多様な視点から、具体的な改善活動の提言と推進を行います。各分科会のメンバーは事務局長が関連部署の担当者から選定し、各分科会はゴールと、それに向けたプランを設定し、議論と検証を重ねながら活動を推進していきます。分科会の活動内容はサステナビリティ委員会へ毎月報告され、サステナビリティ委員会より取締役会へ3か月に一度報告を実施しています。取締役会ではサステナビリティ委員会からの報告をもとにリスク管理方針の検討を行い、経営計画や戦略、施策の決定を行っています。

●サステナビリティ推進体制



(2) 戦略

①TCFD（シナリオ分析）

当社グループは、不動産をはじめとする当事業活動にともない排出される温室効果ガスが気候変動に大きな影響を与えると考えており、主要なリスクだと捉えています。そのため、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言へ賛同しております。

TCFD推進はサステナビリティ委員会内の分科会として位置づけられ、気候関連のリスク及び機会の評価、戦略策定ならびに温室効果ガスの排出量算出等に取り組んでおります。

戦略の検討では、「ADVANTAGE CLUB（アドバンテージクラブ、以下「AD」）」をシナリオ分析の対象といたしました。ADは2023年における総売上高比率約65%、CO₂排出量比率約66%を占め、当社における代表的な商品であり、また主要なCO₂排出源となっております。シナリオ分析の結果を将来的に経営戦略へと反映させ、今後一層環境に配慮した施策に取り組み、資産価値の向上と社会的課題解決に貢献し、お客様・テナント様のニーズに応じてまいります。

前提条件

選択シナリオ：2℃、4℃

移行リスク：2030年時点想定、物理リスク：2050年時点想定

不動産業界（不動産小口化商品）におけるリスクと機会は以下のように推測します。

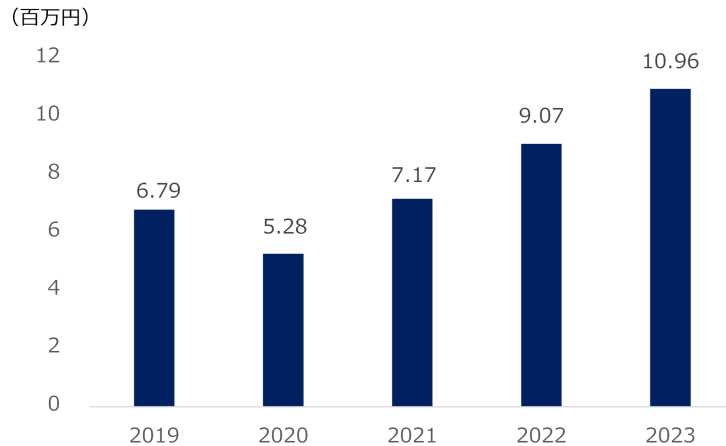
リスク種別	リスク項目	事業インパクト		評価
		リスク	機会	
移行 リスク 低炭素経済への移行に関する リスク・機会	温室効果ガスの排出に関する規制の強化	・規制クリアのための工事/改修等のコスト増加 ・基準適合の確認のため審査等の運用コスト増加	・基準に適合した高効率設備によりテナントの嗜好性向上、稼働率の安定化	大
	炭素税・炭素価格	・各テナントの営業コスト（電力料金、運送等）増加 ・組成時/運用中に行う改修等のコスト増加	・テナント負担を軽減することで嗜好性を向上、稼働率の安定化	大
	テナントのニーズ変化	・省エネ技術導入/ESG対応の遅れによる稼働率の悪化 ⇒収益性（利回り⇒管理報酬）の低下	・新しいニーズ（ESG重視）のテナントの取り込み、賃料率値上昇による収益性（利回り⇒管理報酬）向上	大
	投資家（AD購入者/株主）のニーズ変化	・投資先の選定基準の変化によるAD年間組成金額（販売額）への影響 ・低炭素経済への移行遅れによる株主からの指摘	・ESG投資家層（新規ニーズ）の取り込みによる計画通りの安定した商品組成（販売）を達成	大
物理的 リスク 気候変動による物理的変化に関する リスク・機会	洪水・高潮による水害の増加	・浸水/停電等への対策費、復旧等費用の増加 ・浸水リスク上昇にともなう資産価値の低下 ・収益性（利回り⇒管理報酬）の低下	・水害対策（土留、止水版、防水工事、外壁工事等）を行うことでリスクを最小化し、物件の競争力を向上 ・ハザードリスクの低い物件を選定・運用することで相対的に物件の価値が向上	大
	平均気温の上昇	・空調関連の運用コスト/快適性確保のためのコスト増加 ・省エネ設備需要が高まるため導入コストの発生 ・夏季の従業員の仕事効率低下	・CO ₂ 排出量の削減（LED化/空調改修等による省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入/切り替え等）による社会貢献と空調コスト削減	大
	海面上昇	・慢性的な浸水リスクの増加	・都心3区の物件は湾岸部の物件と比較して安全性が高く相対的に価値が向上。	小～中
	台風による被害の増加 その他異常気象の激甚化	・水害の発生頻度を高める影響 ・その他気象の変化	・水害対策（土留、止水版、防水工事、外壁工事等）をはじめ、各災害への対策を行うことでリスクを最小化し、物件の競争力を向上。	小～中

IEA、環境省等のデータに基づき、それぞれのシナリオ（2℃、4℃）における世界観を想定し、各リスクが財務へ及ぼす影響について、試算をいたしました。いずれのシナリオにおいても組成規模の拡大により粗利額は増加しますが、気候変動リスクによるインパクトまたはその対策費用により粗利額へ影響が出ることを想定しています。いずれのシナリオにも対応できるよう、社内外関係者からのフィードバックを通じて、戦略のブラッシュアップ・経営戦略への反映をサステナビリティ委員会が中心となって実施してまいります。引き続きADVANTAGE CLUBの安定した運用に努め、お客様の大切な資産を守ってまいります。

②人的資本

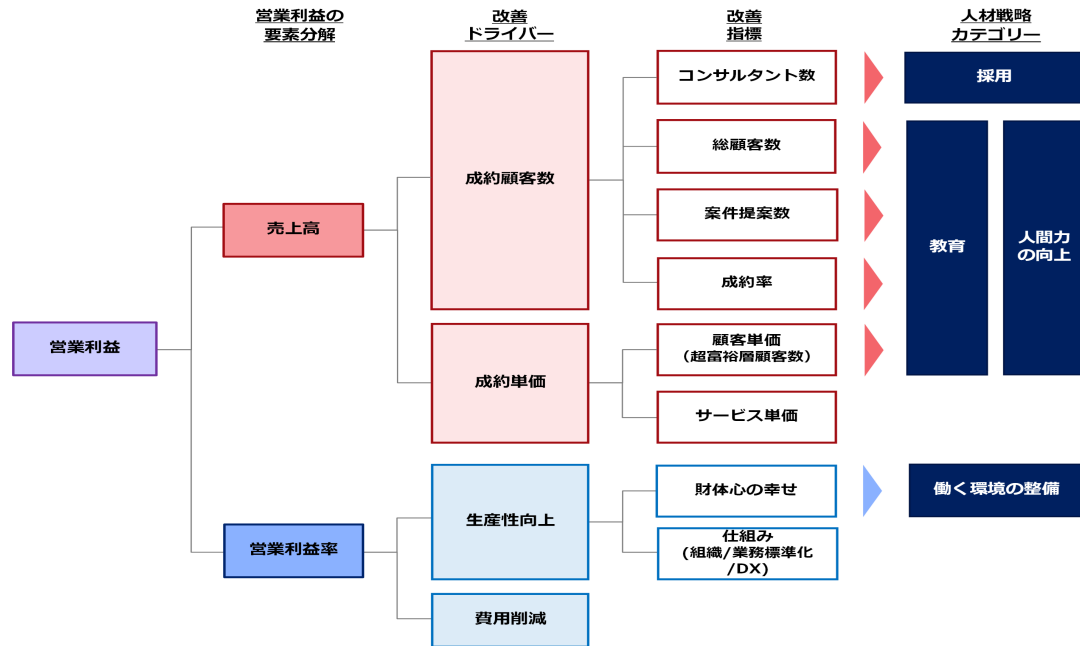
当社グループにおいて、コンサルティングの源泉である「人的資産（資本）」は極めて重要な経営資本です。社員の能力と人間力を向上させ高品質なサービスを提供するとともに、社員の多様性を高めることでお客様のさまざまな価値観・ご要望に応え、財産コンサルティングのさらなる高付加価値化を促してまいります。人的資本への投資は事業基盤やその土台となるサステナビリティ経営への投資であり、当社グループが持続的に成長していくために不可欠なものです。人的資本への投資に対するリターンの総合的な指標として、従業員一人当たり営業利益をモニタリングしております。人的資本に関する各施策の進捗により、従業員一人当たり営業利益の向上を目指します。

●一人当たり営業利益（連結）



経営目標の達成へ向け、人材戦略が「財産コンサルティング事業」の「営業利益」ならびに「営業利益率」の向上に寄与するための要素を検討いたしました。

営業利益についてロジックツリーを作成し、可視化された要素に対する人材戦略を検討しました。その結果、今後事業を拡大していく当社が取り組むべき人材戦略上のポイントを「採用」「教育」「人間力の向上」「働く環境の整備」の4点に集約いたしました。



a. 採用

地域金融機関等の提携数の増加に伴い、コンサルティング案件や、ADVANTAGE CLUB等の商品販売に繋がる顧客の紹介を受けた結果、当社グループの顧客数は順調に増加傾向にあります。社内体制の効率化（組織体制、業務の標準化、DX）を推進しておりますが、それを上回る紹介数であるため、対応するコンサルタントの採用を進めております。人員ならびに採用に伴う費用は増加しておりますが一人当たり営業利益も増加傾向となっております。採用施策として採用要件の明確化と採用チャネルの強化・最適化について重点的に取り組んでおります。

b. 教育

従来は中途採用による即戦力を重視しておりましたが、今後は在籍しているコンサルタントへの教育にも注力いたします。コンサルタント全体のレベルを引き上げることにより、当社の提供価値の向上と標準化を行います。当社グループの根幹であるコンサルティング分野の品質向上は新たなお客様からのご相談に繋がり、更なる好循環を生む起点となります。

コンサルタント育成

コンサルタントに関する専門スキルの体系化を行い、当社グループのコンサルタントとして必要な要件を整理いたしました。専門スキルの体系化により業務の標準化と専門スキルの均一化（底上げ）を促し、生産性を改善、お客様へ均一で高品質なコンサルティングを提供いたします。教育内容は「専門知識」と「営業総合

力」に大別され、「専門知識」では税務・会計等のコンサルティングを行うにあたり必要となる専門知識を、「営業総合力」では商談をまとめていくために必要となる一般的な営業上の知識・テクニックを学習します。数年間におよぶ研修プログラムを通して、より難易度が高く高単価な案件に取り組める力を培います。

幹部人材育成

当社グループを牽引する幹部人材の育成にも取り組みます。外部研修を活用し経営において必要となる知識を学び、異業種との交流により見識を深めるプログラムと、現役役員と連携しながら課題解決に取り組む高密度体験プログラムを並行して進めます。推薦を受けた候補者は数年をかけプログラムへ参加し、グループを牽引するのに必要な力を培います。

c. 人間力向上

お客様の大切な財産や事業についてご相談いただくには、コンサルタントがお客様から信頼を得ることが最も重要です。そのためには、誠実さ、優しさ、思いやりなどを兼ね備えた「人間力」が高いコンサルティング集団へと成長することが欠かせません。また、財産や事業の承継などに「正解」はありません。大切なのは合理的な「正解」ではなく、お客様にとっての「最適」を目指すことです。お客様の目線に立ち、お客様と伴走するためにも「人間力」が必須です。人間力向上は直接的に経営目標に寄与するものではございませんが、当社グループの基本的価値観として重要視しております。当社グループの価値は、一人一人の人間力の総和です。

d. 働く環境の整備

従業員エンゲージメントと生産性には正の相関関係がみられることが各種調査で明らかになってきております。また、従業員エンゲージメントの向上は生産性に限らず、一般的に離職率の低下や採用成功率の上昇などにも寄与すると言われており、事業規模を拡大している当社グループにとって重要な課題です。

健康経営

当社グループは、これまでも社員の健康増進のために、専門家による社員向けの健康セミナーやリフレッシュルームへの酸素ボックスの設置、またマインドフルネスを導入し、瞑想ルームの設置等、様々な取り組みを行ってまいりました。また、2022年7月には健康経営宣言を制定いたしました。宣言の目的は、「弊社グループ社員の心と体の健康を守ること、社員満足度を高めていくこと」、「社員満足度向上により、社員が自身の能力を最大限発揮でき、お客様への貢献にも繋がり、弊社グループの持続的成長と企業価値の向上につながること」の2点としています。

健康経営宣言

当社グループは「社員の健康が全ての基本」を経営課題とし、経営目的の「お客様の幸せに貢献し、共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指す」を実現します。

健康経営優良法人2024への認定

上記の取り組みの結果、当社は経済産業省と日本健康会議が共同で運営する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）」に認定されました。引き続き、グループを挙げて健康経営への取り組みを推進してまいります。



組織サーベイの実施

2022年より会社と従業員の相互理解を測る目的で「組織サーベイ」を実施いたしました。エンゲージメントスコア（ES、サーベイ参加企業内における偏差値）を用いることで、今まで不明瞭であった心の充実・拡大について現在の立ち位置を計測いたしました。今後も定期的に調査を実施することで「会社と従業員の関係」を定量的に把握し組織改善に向けた社内施策立案に活用いたします。定期的なサーベイによりESの向上がされているかモニターしてまいります。調査の結果、共に働く社員の人の柄や事業の優位性・社会的意義、財務基盤の健全性に強みがあること、一方で社内の体制やリソース、ナレッジの標準化等に課題があることが明確になりました。

(3) リスク管理

①TCFD(気候変動リスク・機会への対応)

当社グループ全体に関わる中長期的な視点での気候変動リスク・機会についてはサステナビリティ委員会が統括し、取締役会と連携する体制で監督・モニタリングを実施し、経営戦略への反映をおこなってまいります。また、当社グループでは創業時より不動産ソリューションサービスを提供しており、都心部の高価な不動産を取り扱っております。個別案件ごとのリスク管理を行うため、「不動産プロジェクト諮問会議」、「コンプライアンス委員会」を以前より設置しており、所定の条件を満たす案件においては、本諮問会議・委員会での審議が実施されています。審議の一部として気候変動に関わるリスク管理も実施されています。

②人的資本

当社グループでは、日常の個々の社員に関するリスク管理は主に人事部により実施されています。体と心に関する

るリスクが主要なリスクであると定義し、管理ならびに相談の受付を行っています。当社グループ全体に関するリスクについては「サステナビリティ委員会」ならびに「コンプライアンス委員会」によって管轄され、リスクを最小化するための管理体制を整えております。

リスク種別	管轄	対応施策
社員個人に関するリスク	人事部 法務課 総務部	<p>【体の健康】</p> <p>労働時間の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残業時間の管理/監督 ・PCログと勤務時間の乖離について監視 ・有給休暇の年間5日取得確認 <p>健康の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断受診率の進捗管理 ・食事/運動の指導（外部講師によるセミナー開講） <p>【心の健康】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント相談窓口（社内/社外）の設置、面談の実施 ・組織サーベイによる社員の満足度のモニター（2022年より実施）と対応策の検討/実行 ・ストレスチェックの実施 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-learning受講管理（コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修）
当社全体に関するリスク	サステナビリティ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会規定の改定/審議活性化施策 ・情報セキュリティ強化（研修、システム導入） ・その他企業リスクの洗い出し、リスクの定例的な審議体制の構築
	コンプライアンス委員会	代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士をもって構成。取締役会と連携して、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議を実施。

(4) 指標及び目標

①TCFD(CO₂総排出量)

当社グループにおけるCO₂総排出量の実績は以下の通りです。

	2020	2021	2022	2023
Scope 1 & 2 [tCO₂]	87	101	101	106
ADVANTAGE CLUBに關わる排出量 [tCO ₂]	3,952	4,265	4,121	4,294
その他による排出量 [tCO ₂]	1,456	1,480	1,666	2,090
Scope 3 [tCO₂] (※1)	5,408	5,745	5,787	6,384
総排出量 [tCO₂]	5,495	5,846	5,888	6,490
総延べ床面積 [m²] (※2)	64,973	69,906	75,987	90,220
m²あたり排出量 [tCO₂ / m²]	0.0846	0.0836	0.0775	0.0719

- ※ 1 Scope3における現在の集計カテゴリーは「1.購入した製品・サービス」、「6.出張」、「7.雇用者の通勤」、「13.リース資産（下流）」、「15.投資」です。
- ※ 2 期中に管理不動産の増加・減少が発生するため、月ごとの総延べ床面積をそれぞれ算出し、その平均値を年間における総延べ床面積として使用しています。
- ※ 集計期間は当社の決算期に合わせ、毎年1月1日から12月31日です。
- ※ 国内事業の総計となります。海外事業につきましては影響が軽微なため算定の対象外としています。
- ※ 環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき算定しています。
- ※ 使用している排出係数は全て調整後排出係数となります。

ADVANTAGE CLUBの運用規模拡大、社員数の増加等に伴い、CO₂総排出量は増加傾向にあります。しかしながら、省エネルギー設備の導入や電力契約をカーボンフリープランへ変更することにより、m²あたりのCO₂排出量（CO₂排出量原単位）を削減しております。2030年または2050年に向けた排出量削減目標につきましては現在検討中となります。今後もCO₂排出量抑制の施策を継続・拡大し、気候変動リスクへの対応を行ってまいります。

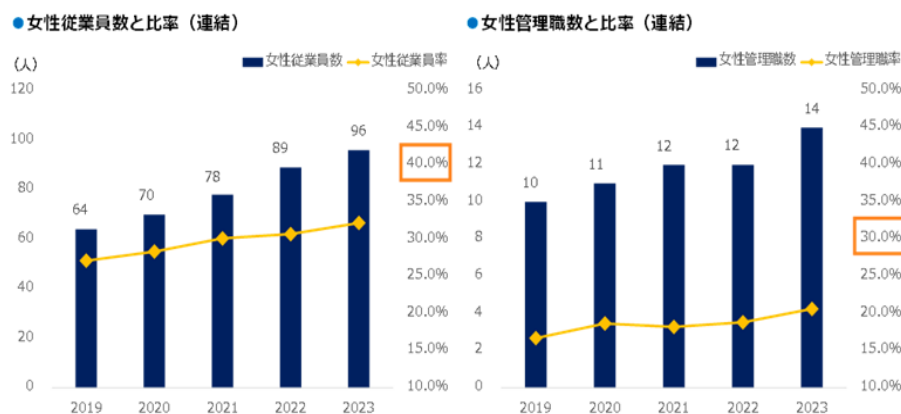
②人的資本

a. 女性労働者数ならびに管理職に占める女性労働者の割合

今後の取り組みにより女性従業員比率を40%へ、女性管理職比率を30%へ引き上げます。

社内の意識改善施策、キャリア形成支援、労働環境改善（残業時間の抑制、突発的な休暇発生時のバックアップ体制の構築等）を通し、多様な働き方が実現できる制度の確立と社内の雰囲気醸成してまいります。

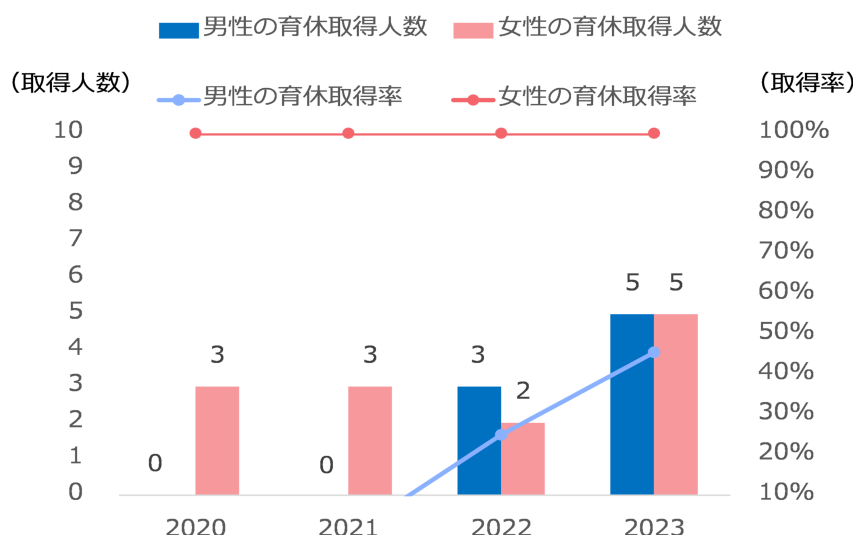
女性活躍推進についてはサステナビリティ委員会において分科会を設立・活動しております。2023年には取締役会のコミットメントも得ており、いっそう施策を展開してまいります。



b. 男性労働者の育児休業取得率

男性にとっても休暇が取得しやすく、ライフイベントに合わせ働き方を変えることができる環境を目指し、男性の育児休暇の取得を推進しております。

●育休取得数推移（連結）



c. 労働者の男女の賃金の差異

男女の給与差については、男性の平均年齢が高いこと（+3.0歳（2023年））、男性の平均勤続年数が長いこと（+0.6年（2023年））ならびに男性の管理職比率が高いこと（79.4%（2023年））等が影響しております。そのため職種/職位別に比較すると給与額について大きな差は見られません。女性従業員比率と女性管理職比率を増加させていくことで、給与差は今後縮小していく見込みです。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	65.2%
正社員	73.2%
パート・有期社員	20.8%

d. 健康診断受診率

2022年から継続して2023年も健康診断受診率は100%となっております。

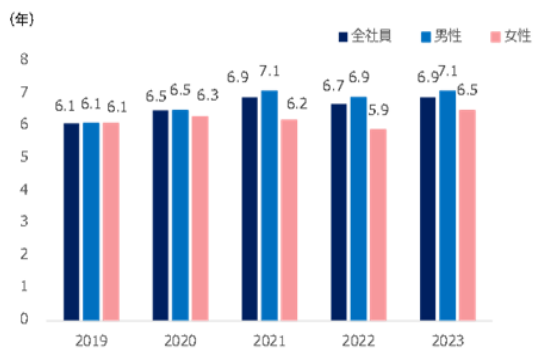
e. 平均勤続年数ならびに離職率

お客様を長期的にサポートし信頼関係を構築するためには、担当社員が安心して心身ともに健康で長期間勤務し続けられることが大切です。当社グループの平均勤続年数、離職率は下記の通りです。

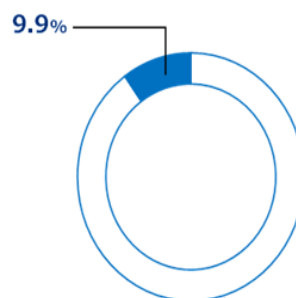
厚生労働省発表「令和4年雇用動向調査結果の概況」によると令和4年の一般労働者（パートタイム労働者を除く常用労働者）の離職率は11.9%、学術研究、専門・技術サービス業（経営コンサルタント業、法律・公認会計士・税理士事務所を含む）における離職率は10.0%となっており、当社グループの離職率はいずれの水準よりも低いものとなっております。

また、平均勤続年数にかかる男女比（女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数）は約92%となっており、比較的高い数値を維持しております。なお、当社単体では直近で社員数が大幅に増加しており（入社5年未満の社員が過半を占めております）、平均勤続年数を下げる要因となっています。今後も働く環境の整備を継続し、全ての従業員が安心して長期間勤務できる体制を構築します。

●平均勤続年数（連結）



●離職率（連結, 2023年）



3【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成

当社グループの財産コンサルティング事業において、高度な専門知識と高い人間力を備えた人員の確保・育成が重要であります。優秀な人材の確保とテクノロジーを活用した育成と仕組作りに重点的に取り組んでおります。今後も優秀な人材を確保・育成していく方針であります。計画通りに人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 税制について

当社グループの財産コンサルティング事業において、顧客の資産に係る相続税や租税特別措置法などの税制等は重要な要素であり、現行の税制に基づいてコンサルティングを実施しております。また、必要に応じて、税理士・弁護士等からの意見書の取得または事前に税務当局と相談をすることなどにより重大な問題の発生を回避するように図っております。しかしながら、将来、税制が改正されることにより課税の取扱いに変更等が生じ、顧客のコンサルティングニーズが減退する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 不動産市況の動向

当社グループでは財産コンサルティング事業における「財産コンサルティング」として、不動産分野に関連する提案及び対策実行に係る報酬を得ております。また、財産コンサルティングの一環として生じる「不動産取引」を合わせると、不動産取引に関連する収益への依存度は高いものになっております。従いまして、不動産市況が悪化する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、金融庁長官・国土交通大臣より不動産特定共同事業者として認可を受けており、不動産小口化商品であるADVANTAGE CLUBを投資家向けに提供しています。当該商品を提供するため、組成用の不動産を取得し、取得後は速やかに任意組合へ譲渡することに努めております。不動産の選定にあたっては、資産価値の下落リスクが小さい都心の優良不動産に限定していますが、戦争や大規模の経済ショック等によって外部環境の大きな変化が生じ、投資家へ想定どおりに譲渡できず、当社グループで不動産を保有せざるを得ない状況となった場合、評価損を計上すること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報等の管理について

当社は、2009年5月に国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度(JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC 27001:2005))の認証を取得し、更に2014年6月には、規格改訂されたJIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)へ移行するなど、積極的に個人情報等機密情報に関する管理体制の一層の強化を図っております。しかしながら、これらの対策にも関わらず重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用等に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

当社グループが展開しております事業に関する主な法的規制は、次の通りです。

宅地建物取引業法（東京都知事（8）第62476号）

不動産特定共同事業法（金融庁長官・国土交通大臣第59号）

金融商品取引法（関東財務局長（金商）第1017号）第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許の有効期間は2023年2月15日から2028年2月14日までとなっております。不動産特定共同事業法に基づく許可については、許可の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。金融商品取引法に基づく登録については、登録の取消しとなる事由は現状においては認識しておりません。今後、これらの関係法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業に影響を受ける可能性があります。

(6)代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役社長 蓮見正純は財産コンサルティングに関する豊富な知識と経験を有し、また、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社グループの企業活動全般において重要な役割を果たしております。現時点において、当社グループから退任することは想定されておりませんが、退任または不測の事態により経営から離脱する場合は、当社グループの経営戦略や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7)新型コロナウイルス等の大規模感染症について

当社グループが取り組む財産コンサルティング事業においては、新型コロナウイルス等の大規模感染症禍においてもコンサルティングニーズは高まっていくと考えられます。しかしながら、大規模感染症の拡大に伴い、長期にわたって行動に制限がされることによる顧客との対面での面談機会の喪失や顧客の投資意欲の減少などが生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じて業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは従業員の感染を防止するために、サテライトオフィスの開設、在宅勤務や時差出勤を実施し、従業員の安全と健康に配慮して、業務への支障を抑えつつ感染拡大防止にむけた取り組みを実施しております。

(8)気候変動に関するリスク

当社グループは、気候変動に伴う自然災害や異常気象等によってもたらされる物理的な被害だけでなく、気候変動を抑止するための諸制度や脱炭素化・低炭素化社会への移行関連コストが当社グループの業績に影響を与える可能性があることを認識しております。また、コンサルティングの一環として不動産やエネルギー等を利用した事業活動を行っており、気候変動の対応は重要な課題だと認識し、当社が組成する不動産小口化商品

(ADVANTAGE CLUB)のクリーンエネルギー化を推進しております。さらには、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)の気候変動に関するフレームワークを活用した情報開示と透明性向上に努めるため、サステナビリティ委員会を設置しております。今後もさらなる情報開示を進めてまいります。

(9)災害等の発生に関するリスク

地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害や大規模なシステム障害、テロ等の人為的な災害が発生した場合、当社グループの従業員が被災し、会社資産が毀損する可能性があります。特に台風については年に複数回発生する可能性があり、被害の規模は年々大きくなっています。当社グループでは、安否確認システムを導入するなど情報技術を活用した情報収集基盤を整備しておりますが、想定を上回る大規模な災害等が発生した場合、発生確率は極めて低いと判断しておりますが、当社グループの事業が一時的に中断し、事業運営、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)サイバーセキュリティに関するリスク

サイバー攻撃の手法は日々複雑化・巧妙化しており、企業が保有する情報が流出する事件が多発しています。サイバー攻撃への対策は、当社グループにおいても重要な課題として認識しており、今後も継続的に対策強化を行っていく予定です。しかしながら、サイバー攻撃により、当社グループが扱う個人情報や機密情報が外部に漏洩した場合は、取引先への補償費用の発生、行政処分、社会的な信用力の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)資金調達リスク

当社グループは、金融機関からの借入金や社債により、事業に必要な資金を調達しております。それに加えて、長期間のコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結することにより、安定的な資金調達に努めております。しかしながら、金融市場の混乱や当社グループの経営成績の悪化等が発生した場合、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(12)風評リスク・評判に関するリスク

当社グループは、従業員に対する法令遵守意識の浸透、厳格な情報管理、コンプライアンス体制の構築等の取り組みを行うことにより、健全な企業経営を行っております。しかしながら、報道やインターネット上の投稿等により、当社グループのサービスや従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判が流布された場合には、内容の真偽に関わらず、当社グループの社会的な信用が低下し、業績に影響を与える可能性があります。

(13) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、金融商品取引業者として高度な法令等遵守態勢の構築が求められます。当社グループでは、コンプライアンスに関するルールブックであるコンプライアンス・マニュアルを制定し、役員および従業員に対してコンプライアンス意識の徹底を図っております。しかしながら、当社グループの従業員がコンプライアンス違反を行った場合には、当社グループの信用失墜によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 訴訟に関するリスク

当社グループは、法令の遵守に努めておりますが、事業遂行にあたり、当社グループの法令違反の有無に関わらず、顧客や取引先より損害賠償・訴訟等を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容や結果によっては、当社グループの社会的な信頼性に影響が及ぶ可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業戦略に関するリスク

当社では、サービス品質向上のため戦略的個別サービスを含む様々なビジネス戦略を実施しています。今後、高齢化社会の更なる進展に伴う相続・財産承継ニーズの増加が想定され、当社サービスへのニーズは高まるものと認識しています。しかしながら、事業戦略が功を奏さず、当初想定していた結果をもたらさない可能性があり、当社の収益拡大も限定的なものにとどまる可能性があります。

(16) 顧客開拓に関するリスク

当社グループは、提携している金融機関・会計事務所からの紹介をメインに顧客開拓を行っています。当社の総合財産コンサルティングサービスは高度な専門性を必要とするため、当該サービスの内製化が行われる可能性は低いと認識しておりますが、万が一、内製化が行われた場合、顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りです。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

(資産)

流動資産は17,578百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,162百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が1,892百万円、売掛金が225百万円それぞれ増加したことなどによります。現金及び預金の比率が高い理由は、ADVANTAGE CLUB販売時に何らかの経済危機が発生し、不動産在庫リスクが発生する場合に備えるためであります。また、自己資本比率を高め、継続的に経営を維持できるよう、まさかのリスクに備えた保守的な財務運営によるものであります。但し、株主還元については資本コストを約8%と想定しROEを継続的に高い水準に維持し、かつ、配当性向を50%に設定することで資本コストを上回る純資産配当率にしております。なお、ADVANTAGE CLUB用の不動産仕入については、不動産の仕入決済時にADVANTAGE CLUBを組成するなど不動産在庫リスクを発生させない方針を継続しております。

固定資産は5,912百万円となり、前連結会計年度末に比べて428百万円の減少となりました。これは、投資有価証券が212百万円減少したことなどによります。

これらにより、資産合計は23,491百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,733百万円の増加となりました。

(負債)

流動負債は5,460百万円となり、前連結会計年度末に比べて318百万円の増加となりました。これは、1年内返済予定の長期借入金が210百万円増加したことなどによります。

固定負債は8,445百万円となり、前連結会計年度末に比べて150百万円の増加となりました。これは、長期預り敷金保証金が415百万円増加し、長期借入金が222百万円減少したことなどによります。

これらにより、負債合計は13,906百万円となり、前連結会計年度末に比べて469百万円の増加となりました。

(純資産)

純資産合計は9,584百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,264百万円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により2,062百万円増加し、配当金の支払いにより899百万円減少したことなどによります。

これらにより自己資本比率は40.4%（前連結会計年度末は38.0%）となりました。

b. 経営成績

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高36,098百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益3,265百万円（同24.2%増）、経常利益3,359百万円（同34.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,062百万円（同21.7%増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて1,892百万円増加し、14,693百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益3,134百万円、法人税等の支払額1,061百万円等があったことから、2,488百万円の収入（前年同期は2,219百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資有価証券の売却及び払戻による収入290百万円等があったことから、212百万円の収入（前年同期は1,256百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金の返済による支出2,012百万円、配当金の支払額896百万円、長期借入れによる収入2,000百万円等があったことから、858百万円の支出（前年同期は882百万円の収入）となりました。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績、受注実績

該当事項はありません。

b. 販売実績

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。当連結会計年度における売上高を区分別に示すと、次の通りであります。

売上高の種類	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比増減 (%)
財産コンサルティング (百万円)	7,082	14.2
不動産取引 (百万円)	29,015	△2.5
合計 (百万円)	36,098	0.4

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
銀座六丁目西銀座通り任意組合	10,136	28.2	—	—
西麻布任意組合	6,101	17.0	—	—
表参道任意組合	4,663	13.0	—	—
築地任意組合	4,653	12.9	—	—
赤坂任意組合	—	—	5,746	15.9
渋谷文化村通り任意組合	—	—	5,664	15.7
合同会社渋谷神宮前I0	—	—	4,576	12.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①経営成績

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高36,098百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益3,265百万円（同24.2%増）、経常利益3,359百万円（同34.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,062百万円（同21.7%増）となりました。

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。売上高の区分別業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期
財産コンサルティング	6,204	7,082
不動産取引	29,747	29,015
合計	35,952	36,098

a. 財産コンサルティング

当社グループは個人資産家及び企業オーナーに対して財産承継及び事業承継コンサルティングを提供しております。また独自の商品を開発してお客様の財産運用及び財産管理のコンサルティングも手掛ける総合財産コンサルティングファームです。

財産コンサルティングの売上高の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期
財産承継	2,974	4,008
事業承継	1,442	1,614
商品組成等	1,787	1,459
合計	6,204	7,082

財産承継につきましては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

当連結会計年度においては、既存のお客様の案件に加え、昨年来からご紹介頂いたお客様の案件が堅調に推移しております。

事業承継につきましては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングなどから得られる売上を計上しております。

当連結会計年度においては、本業である同族への事業承継プランニングについては売上が1,116百万円（前年同期は823百万円）、M&Aの売上が344百万円（同441百万円）、事業承継ファンドの売上が153百万円（同177百万円）となりました。下期にかけて本業である同族への事業承継プランニングが堅調に推移したことにより昨年度を上回りました。

商品組成等につきましては、当連結会計年度においては、昨年度に比べADVANTAGE CLUBの組成額が下回っていること、また、ADVANTAGE CLUBの解散がなかったことから減少しております。

以上の結果、財産コンサルティングの売上高は7,082百万円（前年同期比14.2%増）となりました。また、財産コンサルティングの売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期
売上高	6,204	7,082
売上原価	3,326	3,573
売上総利益	2,878	3,509

b. 不動産取引

当社グループは財産コンサルティングの一環として、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産を仕入れ、不動産に関連した商品の開発を行い当社顧客等への販売を行っております。

不動産取引の売上高の内訳は次の通りであります。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期
ADVANTAGE CLUB	27,540	23,624
STO	—	4,576
その他不動産取引	2,207	814
合計	29,747	29,015

ADVANTAGE CLUBにつきましては、当連結会計年度においては7件組成し23,624百万円の売上を計上いたしました。ADVANTAGE CLUBは募集開始後、極めて短期間に申し込みが終了する状況が継続しております。依然として高いニーズに応えながら今後も厳選した高品質な商品のみを提供していく方針です。

STOにつきましては、第1号案件を組成したことにより売上を計上しております。

その他不動産取引につきましては、1棟ものの不動産の提供や不動産保有時の賃料収入等を計上しております。

以上の結果、不動産取引の売上高は29,015百万円（前年同期比2.5%減）となりました。また、不動産取引の売上高、売上原価及び売上総利益は下表の通りです。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期
売上高	29,747	29,015
売上原価	26,925	26,168
売上総利益	2,822	2,846

②資本の財源及び資金の流動性について

当社グループにおける主な資金需要は当社の顧客向けにADVANTAGE CLUB及び収益不動産を提供する際に、一時的に保有する不動産の取得資金であります。当社グループは不動産の見込在庫を保有しない方針であり、顧客のニーズを勘案して不動産を取得します。不動産の取得時点で提供先が概ね決まっており、保有期間は比較的短期なことから、取得資金の財源は自己資金又は金融機関からの短期の借入で充当しております。また、賃貸用不動産については、当該不動産から得られるキャッシュ・フローで返済できる期間での資金調達を行っております。当連結会計年度末の資金の残高は、14,693百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,892百万円増加しました。詳細は、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループは各地域有力会計事務所と「青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約」、「NSS T P S ビジネスモデル協会加盟契約」または「AZN全国ネットワーク加盟契約」を締結し、AZN全国ネットワークという全国ネットワークを構築しております。

当該契約の概要は、以下の通りであります。

①青山財産ネットワークスグループ全国ネットワーク加入契約

- ・全国経営者会議、全国ネットワーク会議を開催する。
- ・国内外の経済・金融・不動産・法改正・商品・サービス・マーケットなどの各分野の研究会、研修会を企画立案し、実施する。
- ・会員各社との共同セミナーを主催する。
- ・その他の会員相互の利益に資する業務・情報発信を行う。

②NSS T P S ビジネスモデル協会加盟契約

- ・資産コンサルティングの相談、資産コンサルティングの支援を行う。
- ・セミナー支援、顧客等への情報ツールの提供を行う。
- ・必要に応じ各種専門家等のビジネスパートナーを紹介する。
- ・情報交換会、案件相談会を実施する。

③AZN全国ネットワーク加盟契約

- ・財産コンサルティングの相談、財産コンサルティングの支援を行う。
- ・紹介する顧客に対して当社が組成する投資商品を提供する。
- ・事例研究会に出席、海外研修に参加することができる。
- ・定期的に情報誌を提供する。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は45百万円であります。その主な内容は、システム改修費用、オフィス設備費用等であります。なお、当社グループは、財産コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な賃借設備は、次の通りであります。

(1)提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容 (面積㎡)	従業員数(人)	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都港区)	財産コンサルティング事業	事務所設備(賃借) (2,489.09)	224	169

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2)国内子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

(3)在外子会社

連結子会社には主要な設備がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設の計画

該当事項はありません。

(2)重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,600,000
計	57,600,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,520,859	24,520,859	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	24,520,859	24,520,859	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第8回新株予約権	事業年度末現在 (2023年12月31日)
決議年月日	2021年8月3日、2021年9月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 当社監査役 1 当社従業員 1 当社関係会社取締役 3 当社関係会社従業員 1 当社及び当社関係会社外部協力者 15
新株予約権の数(個) ※	391
新株予約権の目的となる株式の種類 (注) 1 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1 ※	78,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 ※	795
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,123 資本組入額 562
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は795円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年12月期もしくは2023年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が2,000百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員、当社関係会社の取締役及び従業員並びに当社及び当社関係会社の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は 新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権	事業年度末現在 (2023年12月31日)
決議年月日	2021年8月3日、2021年9月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51 当社関係会社取締役 5 当社関係会社従業員 19
新株予約権の数（個） ※	598
新株予約権の目的となる株式の種類（注） 1 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注） 1 ※	119,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注） 2 ※	977
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要する
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 4

※事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる

調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は977円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年12月期もしくは2023年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が2,000百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は 新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注) 1	150,600	12,114,100	54	1,143	54	628
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注) 2	28,300	12,142,400	10	1,153	10	638
2021年1月1日～ 2021年8月31日 (注) 3	35,000	12,177,400	12	1,166	12	651
2021年9月1日 (注) 4	12,177,400	24,354,800	—	1,166	—	651
2021年9月1日～ 2021年12月31日 (注) 5	8,000	24,362,800	1	1,167	1	652
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 6、7	158,059	24,520,859	43	1,210	43	696

(注) 1. 2019年1月1日から2019年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が150,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ54百万円増加しております。

2. 2020年1月1日から2020年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が28,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10百万円増加しております。

3. 2021年1月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が35,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12百万円増加しております。

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

5. 2021年9月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が8,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

6. 2022年1月1日から2022年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が128,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ23百万円増加しております。

7. 2022年4月28日に、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式数が29,259株、資本金および資本準備金がそれぞれ20百万円増加しております。

発行価格 1,375円

資本組入額 687円50銭

割当先 当社取締役(社外取締役を除く) 6名

当社子会社取締役 2名

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	8	24	121	59	8	9,153	9,373	—
所有株式数 (単元)	—	21,657	9,666	20,876	24,539	31	168,169	244,938	27,059
所有株式数 の割合 (%)	—	8.84	3.95	8.52	10.02	0.01	68.66	100.00	—

(注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

2. 自己名義株式189,246株は「個人その他」に1,892単元、「単元未満株式の状況」に46株含めております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

株主名	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
蓮見 正純	東京都新宿区	2,508,976	10.32
株式会社日本M&Aセンター	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	1,000,000	4.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	901,100	3.70
株式会社日本カストディ銀行（年金信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	554,700	2.28
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	大阪府大阪市北区堂島3丁目4番27号	400,000	1.64
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	340,000	1.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U. K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	331,800	1.36
青山財産ネットワークス社員持株会	東京都港区赤坂8丁目4-14 青山タワープレイス3階 株式会社青山財産ネットワークス内	322,900	1.32
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	303,180	1.24
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	277,800	1.14
計	—	6,940,456	28.55

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,304,600	243,046	—
単元未満株式	普通株式 27,059	—	—
発行済株式総数	24,520,859	—	—
総株主の議決権	—	243,046	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,600株(議決権16個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)青山財産ネットワークス	東京都港区赤坂 8丁目4番14号	189,200	—	189,200	0.77
計	—	189,200	—	189,200	0.77

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）	31,082	31	—	—
保有自己株式数	189,246	—	189,246	—

3 【配当政策】

継続的な増配を行っていくことを最優先とし、利益配分については、①事業領域の拡大や成長に向けた投資・M&A、②株主還元、③負債削減を優先順位とし、財務状況やキャッシュ・フロー、収益見通しなどを総合的に勘案いたします。また、株主資本コストを約8%と想定し、株主資本コスト相当額以上を配当として還元してまいります。配当性向については50%水準を目標としております。

当連結会計年度の剰余金の配当は、上記方針に基づき、中間配当として1株当たり15円を実施しました。期末配当としては1株当たり26円を実施することを決定しました。これにより、2023年12月期における1株当たりの年間配当は41円となり、連結配当性向は48.3%となります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業領域の拡大や成長に向けた投資・M&Aのための財源として利用していく予定であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議により剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

(中間配当金)

- ・決議年月日 2023年8月9日 取締役会決議
- ・配当総額 364百万円
- ・1株当たりの配当額 15円

(期末配当金)

- ・決議年月日 2024年2月9日 取締役会決議
- ・配当総額 632百万円
- ・1株当たりの配当額 26円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①企業統治の体制

イ. 基本的考え方

当社は「100年後もあなたのベストパートナー」という基本的な考え方のもと、『1. 私たちは、財産の承継・運用・管理を通じてお客様の幸せに貢献していきます。2. 私たちは、共に働くメンバーの物心両面の幸せを目指しています。』という経営目的を柱に、日本経済の発展に寄与してこられた資産家及び企業オーナーの方々の財産の承継・運用・管理を通じて、我が国経済社会において名誉ある地位を占めるべく、設立以来今日に至るまで、自らを「経営目的を実現するために常に進化し続ける企業体」と定義付けたうえで、日本経済の発展を将来を見据えるかたちで積極的に事業を展開しております。

その際、顧客の財産保全を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行う必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であると考えております。

また、当社取締役会及び監査役会は、コーポレート・ガバナンスの枠組みは主に次の役割を果たすべきであると認識しております。

- ・株主の権利を保護し、また、その行使を促進すべきこと。
- ・総ての株主の平等な取扱いを確保すべきであること。
- ・会社の財務状況、経営成績、株主構成、ガバナンスを含めた会社に関する総ての重要事項について、適時かつ正確な開示がなされるべきであること。
- ・会社の戦略的方向付け、経営陣への有効な監視、説明責任が確保されるべきであること。

ロ. 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役10名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任しております。当社が監査役会設置会社制度を採用する理由は、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行に対する監査が機能する体制とすることで、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断しているためであります。

1) 取締役会

取締役会は、当社の経営に関する重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行しております。

構成員：代表取締役社長 蓮見正純、取締役常務執行役員 八木優幸、取締役常務執行役員 松浦健、取締役常務執行役員 小川隆臣、取締役常務執行役員 橋場真太郎、取締役執行役員 島根伸治、取締役 長坂道広、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 森まどか、常勤社外監査役 藤多洋幸、監査役 中塚久雄、社外監査役 六川浩明

2) 執行役員制度

経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程及び業務分掌規程に基づき、所管する各事業本部及び部門の業務を執行します。

構成員：取締役常務執行役員 八木優幸、取締役常務執行役員 松浦健、取締役常務執行役員 小川隆臣、取締役常務執行役員 橋場真太郎、取締役執行役員 島根伸治、執行役員 伊藤文人、執行役員 山梨純一、執行役員 山中直樹、執行役員 小野高義、執行役員 永島敦、執行役員 多和田大紀、執行役員 長曾我部利幸、執行役員 井谷鉄太郎、執行役員 宮上正子、執行役員 中内啓貴、執行役員 福原滋

3) 経営執行会議

代表取締役社長及び常勤取締役、執行役員で構成する経営執行会議を毎週1回開催して、経営方針の確認、経営戦略の協議、業務遂行に関する討論を行い、問題意識を共有するとともに全員の意思疎通を図っております。

4) 報酬諮問委員会

取締役の報酬等の決定に関しては、株主総会にて承認された報酬総額の範囲内にて、取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成される報酬諮問委員会において決定しております。なお、報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。

構成員：代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司

5) 指名委員会

経営陣幹部及び取締役の選解任については取締役会の任意の諮問機関である指名委員会において審議

し、候補者を取締役会に推薦し、取締役会において決定いたします。なお、指名委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。

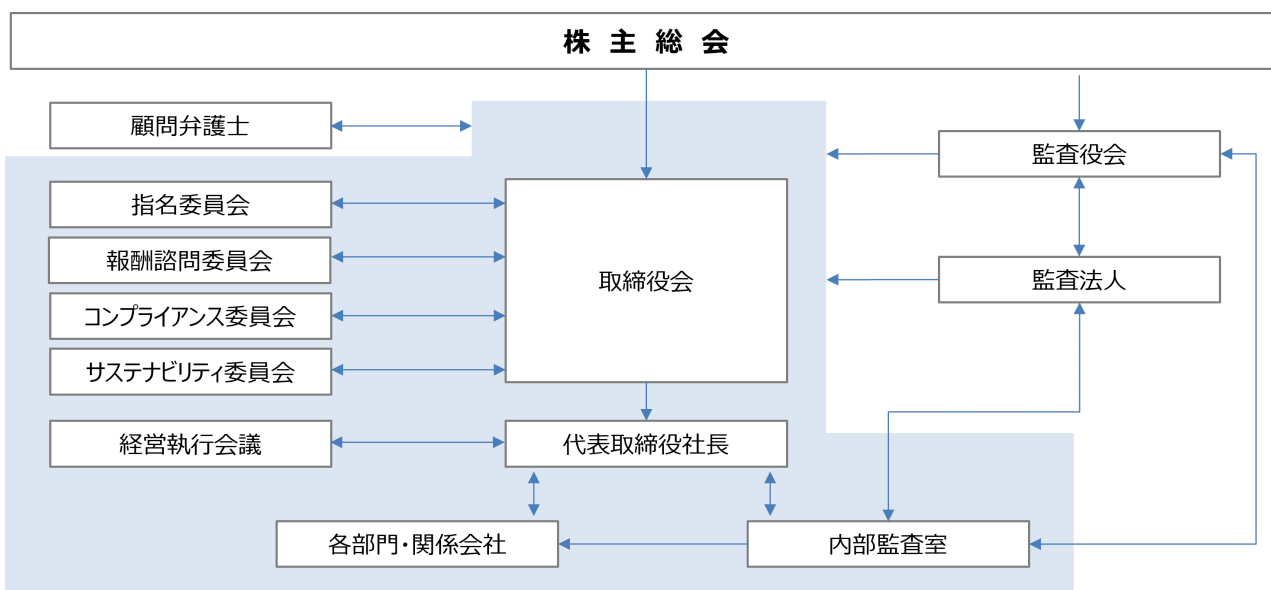
構成員：代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司

6) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士をもって構成され、取締役会と連携して、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議の場として設置しております。

7) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は代表取締役及び常勤取締役で構成し、持続可能な成長基盤の構築を目指すとともに、サステナビリティの方針や戦略、施策について監督・モニタリング機能を果たし、取締役会で決議する目標の進捗管理や評価などを行うことを目的として設置しております。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社取締役会は、法令に従い、「内部統制の整備と構築に関する基本方針」について以下の通り決定しております。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。情報管理については、適時開示に配慮し、文書管理規程、個人情報に関する取扱基本規程を定めて対応する。

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではコンプライアンス規程、危機管理規程、苦情処理規程に基づき運営を行う。なお、各事業本部・事業部（室）において発生したリスクの分析を行い、そのリスクの再発防止と軽減に取り組み、必要に応じて経営執行会議へ上程することとする。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、週1回経営執行会議を開催し、執行役員が経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立つ。業務の運営については、各事業本部で進むべき将来の方向性を踏まえた各事業本部の予算を立案し、調整を行うことにより中期経営計画及び各年度予算を策定する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため取締役の任期を1年としている。

4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の通りコンプライアンス宣言を定め、これを遵守する。

1. 当社の役員及び社員は、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係を持ちません。
2. 当社の役員及び社員は、「経営理念」を事業活動における行動基準として、法令・社内規程及び社会規範を遵守します。
3. 当社の役員・社員は、「社会から尊敬される会社」の一員としてふさわしい教養・人間性を身に付けます。

4. 当社は、公明正大で透明性の高い経営を実現するため、コンプライアンスを経営の指針とします。
5. 当社は、公正で誠実な経営を実践するため社内にコンプライアンス委員会を設置しています。
6. 当社は、コンプライアンス違反に対しては厳罰をもって臨みます。
- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社の業務執行を管理する。関係会社は、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営執行会議において報告及び協議する。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社における損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び分析を行い当社へ報告する。また、発生したリスクの再発防止の軽減に取り組み、必要に応じて当社経営執行会議へ上程することとする。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社は、法令及び定款の定めに従い取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、関係会社の取締役会に当社取締役が出席し、自主独立性を重んじながらも適切な意思決定となるよう積極的に関与する。
 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの推進については、当社コンプライアンス規程に準じて運用し、その重要性について社員の啓蒙を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人選に関しては監査役が代表取締役提案する。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- 8) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。
- 9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部通報窓口を管理本部人事部門、法務部門及び会社が委託する外部の第三者機関に設置し、コンプライアンスに違反する行為について会社への通知をしなければならない。
- 10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- 11) 会社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- 12) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営執行会議や幹部会議などの重要な会議に出席する。監査の実効性を高めるため、各監査役は会計監査人及び内部監査室からの報告を受け、連携を図るものとする。
- 13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とする。
これらの実効性を確保するため、社員手帳に「反社会的勢力の排除」を記載するとともに、外部との契約書締結に当たっては排除条項を記載するか、別途覚書を締結する。
反社会的勢力に関する部署を管理本部とし、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、情報の収集及び関係部署との情報の共有化を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

②責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

③補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、各取締役並びに各監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は子会社及び社外を含む取締役、監査役であり、取締役蓮見正純氏、取締役八木優幸氏、取締役松浦健氏、取締役小川隆臣氏、取締役橋場真太郎氏、取締役島根伸治氏、取締役長坂道広氏、取締役島田晴雄氏、取締役渡邊啓司氏、取締役森まどか氏、監査役藤多洋幸氏、監査役中塚久雄氏及び監査役六川浩明氏につきましては当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。保険料は、全額当社が負担しております。

⑤取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

イ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、今後の柔軟な配当の支払実施に備えることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

ロ. 中間配当

当社は、機動的な配当を遂行できるよう、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

⑦取締役の定数

当社の取締役の定数は12名以内とする旨を定款に定めています。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑨取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	13回	12回
八木 優幸	13回	12回
松浦 健	13回	13回
小川 隆臣	13回	13回
橋場 真太郎	13回	13回
島根 伸治	13回	13回
松田 英雄 (注)	3回	1回
長坂 道広	13回	12回
島田 晴雄	13回	13回
渡邊 啓司	13回	13回
藤多 洋幸	13回	13回
中塚 久雄	13回	13回
六川 浩明	13回	12回

(注) 松田英雄氏は、2023年3月30日の第32回定時株主総会において退任しており、退任以前に開催された取締役会を対象としております。

取締役会における具体的な検討内容としては、定時株主総会の招集決定、決算書類関係、剰余金の配当・中間配当金の決定など法令及び定款上、取締役会決議を要する議案の他、中期経営計画の内容や進捗に関する審議、年次経営計画の決定、執行役員の選任、規程の制定・改廃など当社の取締役会規則に定められた内容を審議しております。

⑪報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	1回	1回
島田 晴雄	1回	1回
渡邊 啓司	1回	1回

報酬諮問委員会における具体的な検討内容としては、取締役会からの委任を受け、取締役の基本報酬等の額並びに業績連動報酬の額及び株式報酬の数に関し、審議し決定しております。

⑫指名委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蓮見 正純	1回	1回
島田 晴雄	1回	1回
渡邊 啓司	1回	1回

指名委員会における具体的な検討内容としては、経営陣幹部及び取締役の選解任について審議し、候補者を取締役会に推薦しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.69%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	蓮見 正純	1956年12月7日生	1983年8月 青山監査法人 入所 1991年11月 山田&パートナーズ会計事務所 (現:税理士法人山田&パートナーズ)、 三優監査法人 入所 1996年12月 ㈱プロジェクト(2005年7月に㈱プロジェクトホールディングスに商号変更) 代表取締役 2001年7月 ㈱ティー・エフ・アール総合研究所 取締役 2005年7月 ㈱プロジェクト(現:㈱青山財産インベストメント) 代表取締役 2008年9月 当社取締役 2008年10月 当社代表取締役社長 2009年3月 ㈱船井エステート(現:㈱青山総合エステート) 取締役 2010年10月 KRFコーポレーション(現:㈱青山総合エステート) 取締役 2011年1月 当社代表取締役社長執行役員 2011年1月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Managing Director (現任) 2012年6月 ㈱うかい 社外取締役 2013年10月 ㈱日本資産総研 取締役 2013年10月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. President 2014年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2016年8月 ㈱事業承継ナビゲーター(現:㈱ネクストナビ) 代表取締役社長 2017年2月 ㈱青山インベストメント・パートナーズ1号 代表取締役 2017年6月 ㈱日本資産総研(旧:㈱日本資産総研コンサルタント) 取締役 2017年6月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director (現任) 2018年3月 ㈱日本資産総研 代表取締役会長 (現任) 2019年12月 ㈱青山財産ネットワークス九州 代表取締役会長 2020年9月 一般社団法人不動産特定共同事業者協議会 代表理事会長 (現任) 2020年10月 ㈱青山フィナンシャルサービス 代表取締役 2021年1月 ㈱青山ファミリーオフィスサービス 代表取締役 (現任) 2022年6月 ㈱ネクストナビ 取締役 (現任)	(注) 5	2,509,061
取締役 常務執行役員 コンサルティング統括本部長	八木 優幸	1967年4月24日生	1990年4月 ㈱村上開明堂 入社 1991年9月 当社入社 2005年1月 当社執行役員 個人コンサルティング事業部長 2006年3月 当社取締役執行役員 第一事業部長 2013年10月 ㈱日本資産総研 取締役 2014年3月 当社取締役常務執行役員 統括事業本部長 2014年12月 Aoyama Wealth Management Pte.Ltd. Director(現任) 2017年6月 ㈱日本資産総研(旧:㈱日本資産総研コンサルタント) 取締役 (現任) 2017年12月 ㈱青山インベストメント・パートナーズ1号 取締役 2021年6月 ㈱事業承継ナビゲーター (現:㈱ネクストナビ) 取締役 2022年1月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 2022年3月 ㈱青山総合エステート 取締役 (現任) 2022年3月 ㈱青山財産インベストメント 取締役 (現任) 2024年1月 当社取締役常務執行役員 コンサルティング統括本部長 (現任)	(注) 5	155,798

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員 不動産事業本部長	松浦 健	1965年5月6日生	1991年4月 大和ハウス工業(株) 入社 1995年5月 日商岩井不動産(現: 双日(株)) 入社 2000年10月 当社入社 2005年1月 当社執行役員 不動産事業部長 2006年1月 (株)船井エステート(現: 株)青山総合エステート) 代表取締役社長 2007年3月 当社取締役執行役員 第六事業部長 2010年10月 KRFコーポレーション(株)(現: 株)青山総合エステート) 代表取締役(現任) 2016年3月 (株)日本資産総研 取締役 2016年3月 当社取締役常務執行役員 不動産事業本部長 2017年6月 新生青山パートナーズ(株) 取締役(現任) 2017年6月 (株)日本資産総研(旧: (株)日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2017年6月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Director (現任) 2017年7月 Aoyama Zaisan Networks USA, Inc. Director 2017年7月 (株)プロジェクト(現: 株)青山財産インベストメント) 取締役(現任) 2022年1月 当社取締役常務執行役員 不動産事業本部長(現任) 2023年3月 (株)青山フィナンシャルサービス 取締役(現任)	(注) 5	95,841
取締役 常務執行役員 コンサルティング事業担当 兼 NSS事業本部長	小川 隆臣	1972年6月12日生	1991年4月 (株)千葉ニチレイサービス 入社 1992年9月 鷹野保雄税理士事務所(現: 税理士法人税務総合事務所) 入所 1995年10月 (株)不動産会計総合センター(現: (株)日本資産総研) 入社 2003年8月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉(現: (株)日本資産総研) 取締役 2009年1月 (株)日本資産総研コンサルタント(現: (株)日本資産総研) 取締役 2009年12月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉(現: (株)日本資産総研) 代表取締役社長 2013年10月 当社執行役員 NSS事業本部長 2016年3月 当社取締役執行役員 NSS事業本部長 2017年6月 (株)日本資産総研(旧: (株)日本資産総研コンサルタント) 代表取締役社長(現任) 2020年4月 日東不動産(株) 代表取締役(現任) 2022年1月 当社取締役常務執行役員 コンサルティング事業担当 兼 NSS事業本部長(現任) 2022年3月 (株)青山フィナンシャルサービス 取締役(現任)	(注) 5	154,528
取締役 常務執行役員 コーポレートファイナンス 本部長	橋場 真太郎	1964年3月22日生	1987年4月 (株)協和銀行(現: (株)りそな銀行) 入行 2013年8月 ジェイコム(株)(現: ライク(株)) 取締役 営業副本部長 兼 事業開発部長 2014年8月 ジェイコムホールディングス(株)(現: ライク(株)) 取締役 2014年8月 (株)サンライズ・ヴィラ(現: ライクケア(株)) 代表取締役社長 2015年11月 当社入社 2017年1月 当社執行役員 経営企画部長 2017年8月 (株)青山総合エステート 取締役(現任) 2017年8月 PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA Commissioner (現任) 2017年8月 (株)青山インベストメント・パートナーズ1号 監査役 2017年10月 (株)日本資産総研(旧: 日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2020年3月 当社取締役執行役員 経営管理本部長 2020年4月 日東不動産(株) 取締役(現任) 2021年1月 (株)青山ファミリーオフィスサービス 取締役(現任) 2022年1月 当社取締役常務執行役員 企画開発本部長 2022年3月 (株)青山財産ネットワークス九州 取締役(現任) 2022年3月 (株)青山フィナンシャルサービス 代表取締役(現任) 2023年5月 当社取締役常務執行役員 コーポレートファイナンス本部長(現任)	(注) 5	29,046

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 執行役員 事業承継アドバイザー・ ファンド事業部長	島根 伸治	1971年10月27日生	1995年10月 太田昭和監査法人(現: EY新日本有限責任監査法人) 入所 2000年10月 日本アバイア(株) 入社 2001年9月 (株)プロジェクト(現: 榊山財産インベストメント) 入社 2006年8月 同社取締役 2011年1月 当社へ出向 2014年1月 当社執行役員 事業承継コンサルティング事業本部長 2015年1月 当社へ転籍 2016年1月 新生青山パートナーズ(株) 代表取締役(現任) 2016年3月 (株)日本資産総研 取締役 2016年3月 当社取締役執行役員 事業承継コンサルティング事業本部長 2016年8月 (株)事業承継ナビゲーター(現: (株)ネクストナビ) 取締役 2017年6月 (株)日本資産総研(旧: (株)日本資産総研コンサルタント) 取締役(現任) 2017年12月 (株)青山インベストメント・パートナーズ1号 取締役 2019年12月 (株)青山財産ネットワークス九州 取締役 2022年1月 当社取締役執行役員 事業承継ファンド事業部長 2022年3月 (株)青山財産インベストメント 代表取締役(現任) 2024年1月 当社取締役執行役員 事業承継アドバイザー・ファンド事業部長(現任)	(注) 5	96, 002
取締役	長坂 道広	1962年4月21日生	1985年4月 若林法律事務所 入所 1992年3月 (株)日本M&Aセンター 入社 2010年12月 同社事業推進部長 2014年3月 当社社外取締役 2015年4月 (株)日本M&Aセンター 総合企画本部営業支援部 営業支援部長 2016年8月 (株)事業承継ナビゲーター(現: (株)ネクストナビ) 代表取締役副社長 2021年7月 (株)事業承継ナビゲーター(現: (株)ネクストナビ) 取締役(現任) 2022年3月 当社取締役(現任)	(注) 5	12, 151
取締役 (社外取締役)	島田 晴雄	1943年2月21日生	1975年4月 慶應義塾大学経済学部 助教授 1978年5月 経済企画庁経済研究所 客員主任研究官 1982年4月 慶應義塾大学経済学部 教授 1986年3月 マサチューセッツ工科大学訪問 教授 1995年5月 岡谷鋼機(株) 社外監査役 2000年6月 東京大学先端科学技術研究センター 客員教授 2001年6月 (株)電通 社外監査役 2002年4月 (株)ミレアホールディングス(現: 東京海上ホールディングス(株)) 社外取締役 2002年6月 旭硝子(株) 社外取締役 2004年4月 (株)富士通総研経済研究所 理事長 2007年3月 当社社外取締役(現任) 2007年4月 千葉商科大学 学長 2008年8月 (株)三技協 社外取締役 2008年10月 テンプホールディングス(株)(現: パーソルホールディングス(株)) 社外監査役 2012年6月 アルフレッサホールディングス(株) 社外取締役 2015年5月 岡谷鋼機(株) 社外取締役(現任) 2015年9月 (株)レジェンド・パートナーズ 社外取締役 2016年1月 (株)島田総合研究所 代表取締役(現任) 2017年1月 公益財団法人日本国際フォーラム 理事長 2017年4月 東京都立大学法人 理事長 2021年2月 (株)テックアイエス 社外取締役(現任)	(注) 5	11, 806

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (社外取締役)	渡邊 啓司	1943年1月21日生	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所 (現:PwC Japan有限責任監査法人)入所 1987年7月 青山監査法人(現:PwC Japan有限責任監査法人) 代表社員 Price Waterhouse Coopers Partner 1995年8月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年4月 同所 代表社員 2000年6月 いちよし証券(株) 社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Markets Leader 2008年6月 (株)朝日工業社 社外取締役 2010年6月 SBIホールディングス(株) 社外取締役 2011年3月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 SBIインシュアランスグループ(株) 社外取締役(現任) 2017年6月 北越紀州製紙(株)(現:北越コーポレーション(株)) 社外監査役(現任) 2018年6月 (株)うかい 社外取締役	(注)5	7,229
取締役 (社外取締役)	森 まどか	1971年12月9日生	1994年4月 社団法人民間放送テレビジョン中継回線運営センター(現:一般社団法人日本民間放送連盟) 入社 1996年4月 フリーアナウンサーとして独立 2000年7月 株式会社医療福祉総合研究所 入社 2003年7月 株式会社医療福祉総合研究所 事業統括部長 兼 スカイパーフェクTV!医療福祉チャンネル774 アナウンス室長 2007年7月 医療ジャーナリストとして独立 2013年4月 NPO法人 開業支援塾21 理事(現任) 2022年1月 特定非営利活動法人 地域チーム医療推進協議会(TeamNET) 理事(現任) 2022年3月 医療法人社団 翔鷲会 監事(現任) 2023年4月 株式会社ヘッジホッグ・メドテック 倫理審査委員会 委員(現任) 2024年3月 当社社外取締役(現任)	(注)5	0
常勤監査役 (社外監査役)	藤多 洋幸	1966年3月1日生	1989年4月 (株)三井銀行(現:(株)三井住友銀行) 入行 1995年8月 山崎税理士事務所 入所 2000年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2018年3月 当社社外監査役就任(現任) 2018年3月 (株)日本資産総研監査役(現任) 2018年3月 (株)青山総合エステート 監査役(現任) 2018年3月 (株)事業承継ナビゲーター(現:(株)ネクストナビ) 監査役(現任) 2018年3月 (株)青山財産インベストメンツ(旧:(株)プロジェクト) 監査役(現任) 2019年12月 (株)青山財産ネットワークス九州 監査役(現任) 2020年4月 日東不動産(株) 監査役(現任) 2020年10月 (株)青山フィナンシャルサービス 監査役(現任) 2021年1月 (株)青山ファミリーオフィスサービス 監査役(現任) 2022年6月 (株)日本デジタルインベストメント 監査役(現任)	(注)6	4,738

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	中塚 久雄	1951年12月25日生	1970年4月 ㈱東海銀行(現:㈱三菱UFJ銀行) 入行 2001年11月 当社入社 2002年3月 当社取締役 コンサルティング事業部長 2002年8月 当社取締役 管理部長 2005年3月 ㈱船井エステート(現:㈱青山総合エステート) 監査役 2006年4月 当社常務取締役 2008年9月 ㈱プロジェクト(現:㈱青山財産インベストメンツ) 監査役 2010年10月 ㈱青山総合エステート 取締役 2010年10月 KRF コーポレーション(現:㈱青山総合エステート) 取締役 2011年1月 Aoyama Wealth Management Pte. Ltd. Director 2013年10月 ㈱日本資産総研 監査役 2014年3月 ㈱日本資産総研 取締役 2015年3月 当社相談役 2016年3月 当社監査役(現任)	(注) 6	40, 113
監査役 (社外監査役)	六川 浩明	1963年6月10日生	1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1997年4月 堀総合法律事務所 入所 2002年6月 Barack Ferrazzano法律事務所(シカゴ) 入所 2005年4月 千葉大学法科大学院 講師 2007年3月 東京青山・青木・狛 Baker&Mckenzie法律事務所 入所 2007年4月 東京都立産業技術大学院大学 講師(現任) 2008年6月 小笠原六川国際総合法律事務所 代表弁護士 2008年10月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 講師 2009年3月 当社社外監査役(現任) 2009年4月 成城大学法学部 講師 2012年4月 東海大学大学院実務法学研究科 教授 2013年4月 早稲田大学文化構想学部 講師 2016年12月 ㈱ツナググループ・ホールディングス 社外取締役(現任) 2020年9月 Abalance(株) 社外取締役(現任) 2022年4月 内幸町国際総合法律事務所 代表弁護士(現任) 2022年6月 明治機械(株) 社外取締役(現任) 2022年6月 Hash Dash(株) 社外監査役 2023年9月 ㈱オープンアップグループ社外取締役(現任)	(注) 6	8, 080
計					3, 124, 393

- (注) 1. 当社では、経営戦略意思決定機能と業務執行機能の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は16名で、取締役常務執行役員コンサルティング統括本部長 八木優幸、取締役常務執行役員不動産事業本部長 松浦健、取締役常務執行役員コンサルティング事業担当兼NSS事業本部長 小川隆臣、取締役常務執行役員コーポレートファイナンス本部長 橋場真太郎、取締役執行役員事業承継アドバイザー・ファンド事業部長 島根伸治、執行役員NSS事業本部 伊藤文人、執行役員NSS事業本部 山梨純一、執行役員NSS事業本部 山中直樹、執行役員コンサルティング第一事業本部長 小野高義、執行役員不動産事業本部都心統括第一事業部統括部長 永島敦、執行役員経営企画統括部部長 多和田大紀、執行役員コンサルティング第二事業本部長 長曾我部利幸、執行役員不動産事業本部都心統括第二事業部統括部長 井谷鉄太郎、執行役員不動産事業本部地域創生プロジェクト事業部部長 宮上正子、執行役員コーポレートファイナンス本部事業開発部部長 中内啓貴及び執行役員管理本部長 福原滋で構成されています。
2. 取締役 島田晴雄、取締役 渡邊啓司及び取締役 森まどかは、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 藤多洋幸及び監査役 六川浩明は、社外監査役であります。
4. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質株式数を記載しております。なお、本有価証券報告書提出日現在(2024年3月28日)における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2024年2月末日現在の実質株式数を記載しております。
5. 各取締役(10名)の任期は、2024年3月28日開催の定時株主総会から1年間となっております。
6. 監査役(3名)の任期は、以下の通りであります。
- 藤多洋幸 2022年3月30日開催の定時株主総会から4年間
中塚久雄 2024年3月28日開催の定時株主総会から4年間
六川浩明 2021年3月26日開催の定時株主総会から4年間
7. 当社は、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司、社外取締役 森まどか、社外監査役 藤多洋幸及び社外監査役 六川浩明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役島田晴雄氏は11,806株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役渡邊啓司氏は7,229株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外取締役森まどか氏は当社株式を保有しておりません。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

社外監査役藤多洋幸氏は4,738株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。同氏と当社との関係は、監査役を務める㈱ネクストナビは当社とセミナー及び広告宣伝活動の企画・運営に関する業務委託契約を締結しております。

社外監査役六川浩明氏は8,080株の当社株式を保有しておりますが、当社の発行済株式総数に占める割合は僅少であります。当社と同氏の間には人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反するおそれがないと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、株式会社東京証券取引所に対し、本人の同意を得た上で独立役員として届け出ております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、それぞれが客観的な視点から取締役会等において、疑問点を明らかにするために適宜質問し意見を述べることで、経営の監視、監督を行っており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しています。

社外監査役は、取締役会及び監査役会等の重要会議への出席、主要な事業所の往査を通して、情報収集に努め、会社の不祥事の未然防止、過度のリスクを伴う行動を牽制しております。また、監査役会において内部監査結果について報告を受け実効的に活用するとともに、会計監査人とは意見交換の場を通して連携を深め、効果的な監査を行っております。

内部監査部門は、上記の監査役に対する報告を行うほか、会計監査人と定期的に情報共有・意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名を含む3名の監査役（うち、2名は社外監査役）により実施しています。各監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認する他、取締役及び従業員等から当社並びにグループ会社に関する会社経営及び事業運営上の重要な事項の報告を受け、また必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧するとともに主要な事業所について業務や財産の状況を調査するなどして監査業務を遂行しています。

なお、常勤社外監査役藤多洋幸氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております。同じく社外監査役である六川浩明氏は、弁護士としての専門的な経験と見識を有しており、監査役中塚久雄氏は、長年に渡り当社の財務・経理業務を統括した経験から、財務・経理及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当期においては、監査役会を13回開催しており、監査に関する重要事項の報告及び協議または決議を行っています。個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
藤多 洋幸	13回	13回
中塚 久雄	13回	13回
六川 浩明	13回	13回

監査役会の具体的な検討事項としては、監査方針と監査計画に基づく評価、取締役の職務執行状況の妥当性、会計監査人の監査計画、会計監査人の評価及び再任・不再任、また、全社的な業務監査及び会計監査全般についての報告に基づく監査上の重要事項についての討議及び意見交換、当社グループが抱える課題についての意見交換を行っております。

常勤監査役は取締役会以外のその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して直接意見を述べています。また、三様監査の重要性に鑑み、会計監査人との協議及び内部監査部門との定期的な会議等を通じてそれぞれ緊密な連携を図り、より広範な情報共有と意見交換を行い、監査品質、監査効率の向上に努めています。会計監査人とは期中を通じて円滑なコミュニケーションを図っています。監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）の記載内容についても慎重に協議し、見解を反映しています。

(具体的な監査活動)

活動の種類	具体的な内容	目的、検討事項他
重要会議への出席	経営執行会議（毎週）	月次予算の進捗状況の確認、各事業部の個別案件の状況把握等
	本部長会議（毎週）	全社共有情報の把握、営業上発生した問題や対処状況の共有等
	P D C A会議（毎月）	各事業部の課題対応やKPIの進捗の確認、経営層による指示事項の把握等
代表取締役・取締役・執行役員・事業部長等との意見交換	経営課題等への取り組み状況の確認、業務執行の状況確認等	全社及び事業部ごとの組織、営業、人事等に関する課題や対処方法についての状況把握、改善案についての協議等、業務執行メンバーとの円滑なコミュニケーションの実施
関係会社往査	主要な関係会社への往査、代表取締役や責任者へのヒアリング	年度計画の進捗状況、課題等の把握、問題事項の検討等
内部監査室との連携	内部監査計画の検討、実施手続き、実施時期、報告内容の確認等 J-SOXの実施計画の検討、進捗報告	効率かつ有効な業務監査の実施 拡大する監査範囲への対応（協働）
会計監査人との協議	監査計画の説明 四半期ごとの監査報告、課題の共有 年度監査の報告、監査所見の報告 KAMについての協議	効率的、有効な監査の実施の確認 会計監査に関する情報共有、問題点の適時把握等 監査法人の品質管理体制の確認 円滑なコミュニケーションの実施

活動の種類	具体的な内容	目的、検討事項他
重要書類の閲覧	主要な稟議書の決裁状況の確認、重要な契約書の査閲等	主要な稟議書の決裁状況、コンプライアンスの状況確認
接待交際費の査閲	月次推移、事業部別の推移等の確認	接待交際費の合理性の検討等
内部統制システムの検討	内部統制に関する基本方針について主要項目の整備状況の検証	役員や従業員の法令遵守を確保するための体制や情報保存、損失やリスクへの対応状況、効率的な組織運営等についての整備状況の確認
期末監査	事業報告等、計算書類等、連結計算書類についての内容検討	決算数値や開示の適切性の確認、経理・財務部門の体制の確認等

②内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室(専任担当者3名)で実施しており、内部監査規程に従い、年度計画を策定し、監査対象部門に対する監査を実施しております。当該監査の結果は代表取締役社長に報告することに加えて、取締役会および監査役会に対しても直接報告を行っており、デュアルレポーティングラインを確保しております。監査対象部門に対しては監査結果に基づいて改善提言を行うとともに改善状況についても適時点検しております。また、内部監査室は監査役及び会計監査人との面談等を通じて意見交換・情報交換等を行い実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 永利 浩史氏

指定社員 業務執行社員 松本 浩幸氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他6名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として監査法人A&Aパートナーズを選定した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を整えているものと判断したためであります。

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は会計監査人の監査方法、監査結果、独立性、職務の適正を確保する体制等を評価した結果、監査法人A&Aパートナーズが当社の会計監査人として適格であると判断して再任しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	26	—	29	—
連結子会社	—	—	—	—
計	26	—	29	—

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査対象事業年度の監査予定時間を基礎として計算した見積報酬額の提示及び説明を受けた後、その妥当性を検証したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、その監査報酬額が公正妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

また、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として取締役会の決議によって選定された取締役（3名以上、そのうち2名以上は社外取締役）をもって構成される報酬諮問委員会において決定しており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬に係る方針

(1) 基本報酬

月例の固定報酬として、役位、職責、在任期間に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定する。

(2) 業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度の営業利益の目標値と実績値を比較し、達成度合いに応じて算出された額の金銭報酬及び当該額に応じた数の譲渡制限付株式報酬を毎年、一定の時期に支給する。

(3) 非金銭報酬

中長期の企業価値向上を目的として、上記（2）の業績連動報酬の一部を譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。譲渡制限付株式報酬の目的となる株式は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由の定め等に服する普通株式とし、交付される譲渡制限付株式報酬の数は、原則として、上記（2）記載の業績の達成度合いに応じて算出された額を、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における当社普通株式の終値を基礎とした株価で除した株数とする。

また、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うと共に、取締役の貢献意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象に社宅制度を導入し、社宅管理規程に基づき、一般標準的な社宅の提供を所定の時期に行う。当社が社宅として借り上げる賃借料（管理費及び共益費を含む。）と、当社が社宅料として当該取締役より徴収する金額との差額は、上記目的に照らして合理的な範囲に設定する。

3. 個人別報酬の種類ごとの割合

個人別の報酬の種類ごとの支給割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の企業の報酬水準を踏まえ、最も適切な支給割合になるよう決定する。

4. 個人別報酬の決定

個人別の報酬の額及び数については、取締役会決議に基づき報酬諮問委員会がその具体的内容について委任を受けて決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額並びに株式報酬の数の決定とする。

報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的とする。

当社の取締役の報酬限度額は、2007年3月24日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与等は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。2022年3月30日開催の第31回定時株主総会において上記の取締役の報酬額の年額500百万円の範囲内にて取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬枠を設定すると決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）であります。また、2019年3月28日開催の第28回定時株主総会において、社宅提供による非金銭報酬は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬限度額は、2002年3月20日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

取締役会は、報酬諮問委員会に対し各取締役の基本報酬等の額並びに各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の額及び株式報酬の数の決定を委任しております。委任した理由は、報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高められると判断したためであります。なお、当事業年度の報酬諮問委員会の構成員は代表取締役社長 蓮見正純、社外取締役 島田晴雄、社外取締役 渡邊啓司の3名です。

業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を図る上で最も主要な指標である営業利益としております。当事業年度の指標の目標は営業利益3,300百万円で、実績は3,265百万円となっております。

また、当社の取締役の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬及び社宅提供に係る報酬であります。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬		その他	左記のうち、 非金銭報酬等	
			賞与	譲渡制限付 株式報酬			
取締役 (社外取締役を 除く)	206	97	73	24	11	35	7
監査役 (社外監査役を 除く)	5	4	0	—	—	—	1
社外役員	43	36	7	—	—	—	4

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 上記役員の員数には、2023年3月30日に退任した取締役1名が含まれており、無報酬の取締役1名は除いております。

3. 「譲渡制限付株式報酬」については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、非金銭報酬として当事業年度に計上した額となっております。

4. 「その他」の内容は、社宅提供に係る非金銭報酬として支給しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の変動又は、株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした株式を純投資目的の投資株式、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するための企業間の取引維持・強化を目的とした株式を純投資目的以外の投資株式としております。

なお、当社が保有する株式は全て、純投資目的以外の株式であります。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、良好な取引関係の維持発展、提携強化、財産コンサルティング事業の一環など戦略的意義を有すること、また、リスクとリターンを踏まえた中長期的観点から保有の合理性を多角的に検証しております。検証の結果、保有目的を達成したものや保有効果が薄れたと判断されたものについては、売却等の手続きを実施します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	21	98
非上場株式以外の株式	3	1,085

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社うかい	200,000	200,000	(保有目的) 財産コンサルティング 事業の一環 (定量的な保有効果) (注)	無
	729	627		
株式会社山田債権回 収管理総合事務所	84,900	84,900	(保有目的) 営業関係取引の強化 (定量的な保有効果) (注)	有
	81	72		
株式会社京葉銀行	403,500	403,500	(保有目的) 営業関係取引の強化 (定量的な保有効果) (注)	有
	274	236		

(注) 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的の適切性、事業戦略上の重要性等により保有の合理性を検証しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の連結財務諸表及び第33期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、同機構や監査法人等による研修への参加、会計専門誌等による情報収集等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,804	14,696
売掛金	684	910
販売用不動産	1,751	1,677
その他の棚卸資産	15	12
その他	160	290
貸倒引当金	△0	△9
流動資産合計	15,416	17,578
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,772	2,743
減価償却累計額	△448	△538
建物及び構築物 (純額)	※3 2,324	※3 2,205
土地	※3 195	※3 195
その他	319	292
減価償却累計額	△208	△199
その他 (純額)	110	93
有形固定資産合計	2,630	2,494
無形固定資産		
のれん	19	10
ソフトウェア	365	255
その他	25	23
無形固定資産合計	410	289
投資その他の資産		
投資有価証券	2,727	2,514
関係会社株式	※2 37	※2 38
繰延税金資産	160	178
その他	375	395
投資その他の資産合計	3,300	3,128
固定資産合計	6,341	5,912
資産合計	21,757	23,491

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	291	308
短期借入金	—	200
1年内返済予定の長期借入金	※ ₃ 1,950	※ ₃ 2,160
1年内償還予定の社債	150	30
未払法人税等	687	755
未払金	1,128	1,070
その他	※ ₁ 935	※ ₁ 935
流動負債合計	5,142	5,460
固定負債		
社債	30	—
長期借入金	※ ₃ 6,003	※ ₃ 5,781
長期預り敷金保証金	2,180	2,595
長期末払金	54	45
その他	26	23
固定負債合計	8,295	8,445
負債合計	13,437	13,906
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,210	1,210
資本剰余金	1,374	1,381
利益剰余金	5,593	6,756
自己株式	△168	△144
株主資本合計	8,010	9,204
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	206	333
為替換算調整勘定	47	△38
その他の包括利益累計額合計	254	294
新株予約権	30	48
非支配株主持分	24	37
純資産合計	8,320	9,584
負債純資産合計	21,757	23,491

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 35,952	※1 36,098
売上原価	30,251	29,742
売上総利益	5,700	6,356
販売費及び一般管理費	※2 3,071	※2 3,090
営業利益	2,629	3,265
営業外収益		
受取利息	0	10
受取配当金	12	13
持分法による投資利益	4	1
為替差益	37	150
その他	4	36
営業外収益合計	60	211
営業外費用		
支払利息	80	77
支払手数料	89	38
その他	19	2
営業外費用合計	190	117
経常利益	2,499	3,359
特別利益		
新株予約権戻入益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
投資有価証券評価損	—	※4 224
固定資産除却損	0	0
減損損失	※3 22	—
特別損失合計	22	224
税金等調整前当期純利益	2,477	3,134
法人税、住民税及び事業税	831	1,133
法人税等調整額	△49	△73
法人税等合計	782	1,059
当期純利益	1,694	2,075
非支配株主に帰属する当期純利益	0	12
親会社株主に帰属する当期純利益	1,694	2,062

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益	1,694	2,075
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24	127
為替換算調整勘定	72	△86
その他の包括利益合計	※ 97	※ 40
包括利益	1,792	2,115
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,792	2,102
非支配株主に係る包括利益	0	12

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,167	1,330	4,625	△167	6,955	181	△24	156	11	4	7,128
当期変動額											
剰余金の配当			△726		△726						△726
新株の発行 （新株予約権の行使）	23	23			46						46
新株の発行 （譲渡制限付株式報酬）	20	20			40						40
親会社株主に 帰属する当期 純利益			1,694		1,694						1,694
自己株式の取得				△0	△0						△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）						24	72	97	19	20	137
当期変動額合計	43	43	968	△0	1,054	24	72	97	19	20	1,192
当期末残高	1,210	1,374	5,593	△168	8,010	206	47	254	30	24	8,320

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,210	1,374	5,593	△168	8,010	206	47	254	30	24	8,320
当期変動額											
剰余金の配当			△899		△899						△899
親会社株主に 帰属する当期 純利益			2,062		2,062						2,062
自己株式の処分		7		23	31						31
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）						127	△86	40	17	12	70
当期変動額合計	—	7	1,162	23	1,194	127	△86	40	17	12	1,264
当期末残高	1,210	1,381	6,756	△144	9,204	333	△38	294	48	37	9,584

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,477	3,134
減価償却費	298	285
のれん償却額	8	8
株式報酬費用	21	17
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	8
受取利息及び受取配当金	△13	△23
支払利息	80	77
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	224
新株予約権戻入益	△0	—
固定資産除却損	0	0
減損損失	22	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△114	△231
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,653	95
未収入金の増減額 (△は増加)	△0	△1
前渡金の増減額 (△は増加)	410	△132
立替金の増減額 (△は増加)	△31	24
仕入債務の増減額 (△は減少)	102	16
前受金の増減額 (△は減少)	175	△100
未払金の増減額 (△は減少)	168	△23
預り金の増減額 (△は減少)	35	△216
長期末払金の増減額 (△は減少)	△3	△8
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3	124
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	651	415
その他	△21	△98
小計	2,615	3,595
利息及び配当金の受取額	13	23
利息の支払額	△69	△67
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△339	△1,061
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,219	2,488

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△115	△30
無形固定資産の取得による支出	△11	△15
投資有価証券の取得による支出	△1,243	—
投資有価証券の売却及び払戻による収入	115	290
関係会社株式の売却による収入	1	—
ゴルフ会員権の取得による支出	△5	△7
敷金及び保証金の差入による支出	△7	△42
敷金の回収による収入	5	15
その他	3	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,256	212
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△200	200
長期借入れによる収入	3,800	2,000
長期借入金の返済による支出	△1,823	△2,012
社債の償還による支出	△232	△150
ストックオプションの行使による収入	44	—
自己株式の取得による支出	△0	—
非支配株主からの払込みによる収入	20	—
配当金の支払額	△726	△896
財務活動によるキャッシュ・フロー	882	△858
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	49
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,938	1,892
現金及び現金同等物の期首残高	10,862	12,801
現金及び現金同等物の期末残高	※ 12,801	※ 14,693

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社青山総合エステート
株式会社青山財産インベストメンツ
株式会社日本資産総研
Aoyama Wealth Management Pte.Ltd.
PT Aoyama Zaisan Networks INDONESIA
株式会社青山財産ネットワークス九州
日東不動産株式会社
株式会社青山フィナンシャルサービス
株式会社青山ファミリーオフィスサービス
株式会社日本デジタルインベストメント

当連結会計年度において、Aoyama Zaisan Networks USA, Inc.は清算したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社ネクストナビ

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

新生青山パートナーズ株式会社

(3) 持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法を適用していない関連会社（新生青山パートナーズ株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②有価証券

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

③棚卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

ロ. その他の棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 8～47年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

イ. 財産コンサルティング

財産承継においては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングサービスなどを提供しております。

事業承継においては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングサービスなどを提供しております。

商品組成等においては、ADVANTAGE CLUBおよびプライベート任意組合における運営管理、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトにおける運営管理、海外での運用商品等のサービスを提供しております。

上記コンサルティングは顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。所定の成果をあげることが履行義務とするものについては、当該サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産媒介契約に基づく不動産媒介サービスの履行義務は、不動産売買契約締結後、当該不動産売買取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

ロ. 不動産取引

ADVANTAGE CLUBにおいては、不動産特定共同事業法に基づき商品化した「不動産共同所有システム」により組成された任意組合に対して、不動産の供給を行っております。その他不動産取引においては、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産の提供及び不動産に関連した商品の開発を行っております。

不動産売買の履行義務は不動産売買契約に基づき、不動産の引渡時に充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、不動産取引の一部において、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から不動産の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	323	98
投資有価証券（投資事業組合への出資金等）	1,193	1,025

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

非上場株式の評価においては、投資先の財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を行うこととしております。

投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	160	178

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しています。

将来の経済状況及び当社グループの経営環境の変化により、当連結会計年度末で回収可能と判断していた繰延税金資産を翌連結会計年度に取り崩す必要性が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称)は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われたことを踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2024年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用していましたが、前連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより、当連結会計年度から単体納税制度に移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、当連結会計年度から単体納税制度を適用するものとして、前連結会計年度末以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

契約負債は、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
関係会社株式	37百万円	38百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
建物及び構築物（純額）	2,076百万円	1,976百万円
土地	194	194
計	2,271	2,171

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	177百万円	162百万円
長期借入金	1,990	1,827
計	2,167	1,990

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
人件費	1,293百万円	1,187百万円
地代家賃	311	316
支払報酬	207	210
のれん償却額	8	8

※3 減損損失

前連結会計年度（自 2022年1月1日至 2022年12月31日）

減損損失の内容は次の通りであります。

場所	用途	種類	金額
東京都府中市	処分予定資産	建物及び構築物	9百万円
		その他	2
福岡県福岡市	事業用資産	建物及び構築物	5
		その他	0
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	4

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については、個別の物件毎にグルーピングを行っております。

当社は当連結会計年度において、一部のサテライトオフィスの返還の意思決定を行い、処分が予定されている資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（12百万円）として計上しました。

また、当社連結子会社である株式会社青山財産ネットワークス九州において本社移転の意思決定を行い、その本社の建物等につき、将来の使用見込がなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（5百万円）を計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

※4 投資有価証券評価損

前連結会計年度（自 2022年1月1日至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日至 2023年12月31日）

当社が保有する投資有価証券の一部について実質価額が著しく下落したため、投資有価証券評価損224百万円を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	35百万円	183百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	35	183
税効果額	△10	△56
その他有価証券評価差額金	24	127
為替換算調整勘定：		
当期発生額	72	18
組替調整額	—	△105
税効果調整前	72	△86
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	72	△86
その他の包括利益合計	97	40

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	24,362,800	158,059	—	24,520,859

(注) 普通株式の株式数の増加158,059株は、新株予約権の行使による増加128,800株及び譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加29,259株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	220,248	80	—	220,328

(注) 自己株式の株式数の増加80株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会 計年度末	
提出会社 (親会社)	第8回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	14
	第9回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	16
合計		—	—	—	—	—	30

(注) 第8回、第9回の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月8日 取締役会	普通株式	410	17	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年8月4日 取締役会	普通株式	315	13	2022年6月30日	2022年8月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	534	利益剰余金	22	2022年12月31日	2023年3月31日

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	24,520,859	—	—	24,520,859

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	220,328	—	31,082	189,246

(注) 自己株式の株式数の減少31,082株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会 計年度末	
提出会社 (親会社)	第8回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	23
	第9回新株予約権(注)	—	—	—	—	—	25
合計		—	—	—	—	—	48

(注) 第8回、第9回の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	534	22	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	364	15	2023年6月30日	2023年8月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月9日 取締役会	普通株式	632	利益剰余金	26	2023年12月31日	2024年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	12,804百万円	14,696百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3	△3
現金及び現金同等物	12,801	14,693

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式及び投資事業組合並びに投資信託への出資等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、主としてコンサルティング収益に対応する外注費及び紹介手数料であり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に運転資金に必要な資金の調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクがあります。

長期預り敷金保証金は、当社グループでマスターリースをしている不動産物件に係る預り敷金保証金であります。当該不動産物件は「不動産共同所有システム」により組成された任意組合所有の物件等であります。

営業債務、借入金、社債、長期預り敷金保証金は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	1,720	1,720	—
(2) 社債（1年内償還予定の社債含む）	180	179	△0
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	7,954	7,833	△120
(4) 長期預り敷金保証金	2,180	2,095	△84

（※）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	323

（注2）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合等への出資金	683

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,804	—	—	—
売掛金	684	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	50	461	—	—
合 計	13,539	461	—	—

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	150	30	—	—	—	—
長期借入金	1,950	1,762	1,415	1,087	397	1,340
合計	2,100	1,792	1,415	1,087	397	1,340

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	1,853	1,853	—
(2) 社債（1年内償還予定の社債含む）	30	30	0
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	7,941	7,888	△53
(4) 長期預り敷金保証金	2,595	2,517	△78

(※) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」、「短期借入金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	98

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合等への出資金	563

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,696	—	—	—
売掛金	910	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	65	395	—	—
合計	15,672	395	—	—

(注4) 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200	—	—	—	—	—
社債	30	—	—	—	—	—
長期借入金	2,160	1,815	1,487	797	502	1,177
合計	2,390	1,815	1,487	797	502	1,177

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2022年12月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,210	—	—	1,210
社債	—	510	—	510
合計	1,210	510	—	1,720

当連結会計年度（2023年12月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,390	—	—	1,390
社債	—	462	—	462
合計	1,390	462	—	1,853

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債含む）	—	179	—	179
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	7,833	—	7,833
長期預り敷金保証金	—	2,095	—	2,095
合計	—	10,109	—	10,109

当連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債含む）	—	30	—	30
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	7,888	—	7,888
長期預り敷金保証金	—	2,517	—	2,517
合計	—	10,435	—	10,435

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債の時価は、相場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、主に対象物件を所有する不動産特定共同事業法により組成された任意組合の解散時期に対象物件が任意組合から売却される際に当社グループの預り敷金保証金を物件の売却先に引き継ぐことが想定されることから、任意組合の解散見込み時期までにわたって信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2022年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	936	611	325
	小計	936	611	325
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	784	811	△27
	小計	784	811	△27
合計		1,720	1,423	297

(注) 市場価格のない非上場株式 (連結貸借対照表計上額 323百万円) 及び投資事業組合出資金 (連結貸借対照表計上額 683百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,085	611	473
	その他	753	746	7
	小計	1,838	1,357	480
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	14	15	△0
	小計	14	15	△0
合計		1,853	1,372	480

(注) 市場価格のない非上場株式 (連結貸借対照表計上額 98百万円) 及び投資事業組合出資金 (連結貸借対照表計上額 563百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	115	—	—
合計	115	—	—

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	290	—	—
合計	290	—	—

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について224百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度64百万円、当連結会計年度67百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費のうちの 株式報酬費用	21	17

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	—	—

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
新株予約権戻入益	0	—

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第8回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 当社関係会社取締役 3名 当社関係会社従業員 1名 当社及び当社関係会社外部協力者 15名
株式の種類別の自社株式オプション の数 (注)	普通株式 78,200株
付与日	2021年9月24日

	第8回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、2022年12月期もしくは2023年12月期の連結営業利益が2,000百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員、当社関係会社の取締役及び従業員並びに当社及び当社関係会社の外部協力者の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自2021年9月24日 至2024年3月31日
権利行使期間	自2024年4月1日 至2029年3月31日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	<p>当社従業員 51名</p> <p>当社関係会社取締役 5名</p> <p>当社関係会社従業員 19名</p>
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 119,600株
付与日	2021年9月24日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、2022年12月期もしくは2023年12月期の連結営業利益が2,000百万円超を計上した場合に権利行使できるものとする。</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自2021年9月24日 至2024年3月31日
権利行使期間	自2024年4月1日 至2029年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年12月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	78,200	119,600
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	78,200	119,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	795	977
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	328	273

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	6百万円	一百万円
貸倒引当金	1	7
未払賞与	117	134
法定福利費	14	15
未払事業税	41	51
販売用不動産評価損	1	1
投資有価証券評価損	14	75
ゴルフ会員権評価損	9	10
投資有価証券	57	30
長期未払金	17	14
資産除去債務	6	1
その他	46	75
繰延税金資産小計	334	417
評価性引当額	△59	△91
繰延税金資産合計	275	325
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△91	△147
在外子会社留保利益	△23	—
計	△114	△147
繰延税金資産の純額	160	178

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率		30.62%
(調整)	法定実効税率と税効果会計	
交際費等永久に損金に算入されない項目	適用後の法人税等の負担率	3.62
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	△1.39
のれん償却額	ため注記を省略しております。	0.09
評価性引当額の増減		0.87
その他		△0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.79

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

サテライトオフィスの不動産賃貸契約については、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、当該影響額は軽微であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当事項はありません。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

該当事項はありません。

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

該当事項はありません。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務の概要

当社グループが使用している本社オフィスの一部及び連結子会社の本社オフィス等の不動産賃貸借契約については、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、静岡県において、賃貸用の高齢者施設（土地を含む。）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）69百万円であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は68百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,371	2,271
期中増減額	△100	△100
期末残高	2,271	2,171
期末時価	3,240	3,240

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 前連結会計年度の増減額のうち、減少額は減価償却費（100百万円）であります。当連結会計年度の減少額は減価償却費（100百万円）であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による評価に基づく金額であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
財産コンサルティング		
財産承継	2,974	4,008
事業承継	1,442	1,614
商品組成等	1,787	1,459
不動産取引		
ADVANTAGE CLUB	27,540	23,624
STO	—	4,576
その他不動産取引	2,207	814
合計	35,952	36,098
顧客との契約から生じる収益	35,527	35,670
その他の収益	425	427

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容が記載されているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債は、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、財産コンサルティングに特化したサービスを提供する企業集団として、個人資産家及び企業オーナーの財産承継、事業承継、財産運用等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
銀座六丁目西銀座通り任意組合	10,136	財産コンサルティング事業
西麻布任意組合	6,101	財産コンサルティング事業
表参道任意組合	4,663	財産コンサルティング事業
築地任意組合	4,653	財産コンサルティング事業

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
赤坂任意組合	5,746	財産コンサルティング事業
渋谷文化村通り任意組合	5,664	財産コンサルティング事業
合同会社渋谷神宮前I0	4,576	財産コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

単一セグメントとして報告しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	蓮見 正純	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 10.29	—	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	340.13円	390.42円
1株当たり当期純利益金額	69.82円	84.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	69.75円	84.74円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	1,694	2,062
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	1,694	2,062
期中平均株式数(株)	24,269,643	24,320,628
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	24,749	20,860
(うち新株予約権(株))	(24,749)	(20,860)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第9回新株予約権(新株予約権 の数 598個、普通株式 119,600株)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱青山財産ネットワークス	第32回 無担保社債	2018年1月29日	30 (30)	- -	0.42	なし	2023年1月31日
㈱青山財産ネットワークス	第33回 無担保社債	2018年12月25日	60 (60)	- -	0.35	なし	2023年12月25日
㈱青山財産ネットワークス	第34回 無担保社債	2019年3月27日	90 (60)	30 (30)	0.32	なし	2024年3月29日
合計	-	-	180 (150)	30 (30)	-	-	-

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は内書で、1年以内償還予定の金額であります。
2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (百万円)
30

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	200	0.83	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,950	2,160	0.83	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	6,003	5,781	0.95	2025年4月30日 ～ 2036年2月29日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	7,954	8,141	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,815	1,487	797	502

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,318	14,039	25,699	36,098
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	466	1,246	1,947	3,134
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	291	832	1,267	2,062
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	12.00	34.26	52.13	84.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	12.00	22.26	17.87	32.67

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,149	9,718
売掛金	※2 553	※2 570
販売用不動産	1,353	1,325
その他の棚卸資産	15	11
前渡金	—	132
未収入金	※2 149	※2 17
前払費用	56	71
関係会社短期貸付金	507	486
立替金	※2 86	※2 64
その他	※2 37	※2 42
貸倒引当金	△176	△256
流動資産合計	10,733	12,185
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 2,297	※1 2,181
工具、器具及び備品	91	79
土地	※1 195	※1 195
有形固定資産合計	2,584	2,456
無形固定資産		
ソフトウェア	359	252
その他	1	1
無形固定資産合計	360	253
投資その他の資産		
投資有価証券	2,727	2,514
関係会社株式	1,509	981
敷金及び保証金	216	205
繰延税金資産	168	147
その他	64	58
投資その他の資産合計	4,685	3,908
固定資産合計	7,630	6,618
資産合計	18,364	18,803

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 342	※2 349
短期借入金	—	100
1年内返済予定の長期借入金	※1 1,930	※1 2,140
1年内償還予定の社債	150	30
未払法人税等	652	483
未払消費税等	58	125
未払金	※2 992	※2 916
未払費用	4	3
前受金	176	78
預り金	※2 489	283
前受収益	20	19
その他	1	1
流動負債合計	4,818	4,532
固定負債		
社債	30	—
長期借入金	※1 5,943	※1 5,740
長期未払金	39	30
その他	21	47
固定負債合計	6,034	5,819
負債合計	10,853	10,352
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,210	1,210
資本剰余金		
資本準備金	696	696
その他資本剰余金	676	683
資本剰余金合計	1,372	1,379
利益剰余金		
利益準備金	21	21
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,836	5,601
利益剰余金合計	4,858	5,623
自己株式	△168	△144
株主資本合計	7,273	8,069
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	206	333
評価・換算差額等合計	206	333
新株予約権	30	48
純資産合計	7,510	8,451
負債純資産合計	18,364	18,803

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 33,811	※1 33,658
売上原価	※1 29,255	※1 28,923
売上総利益	4,555	4,735
販売費及び一般管理費	※2 2,500	※2 2,471
営業利益	2,055	2,264
営業外収益		
受取利息	※1 18	※1 14
受取配当金	※1 199	※1 271
受取事務手数料	※1 79	※1 79
為替差益	21	132
その他	2	30
営業外収益合計	320	528
営業外費用		
支払利息	79	75
支払手数料	89	38
貸倒引当金繰入額	86	70
その他	16	2
営業外費用合計	271	187
経常利益	2,104	2,605
特別利益		
新株予約権戻入益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
関係会社株式評価損	77	—
投資有価証券評価損	—	※4 224
固定資産除却損	0	0
減損損失	※3 12	—
特別損失合計	90	224
税引前当期純利益	2,014	2,381
法人税、住民税及び事業税	625	751
法人税等調整額	△69	△35
法人税等合計	555	716
当期純利益	1,458	1,665

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I コンサルティング原価	(注) 1	2,610	8.9	2,825	9.8
(うち人件費)		1,254		1,386	
(うちその他)		1,355		1,439	
II 不動産取引原価	(注) 2	26,645	91.1	26,097	90.2
(うち人件費)		212		351	
(うち不動産仕入)		25,139		25,739	
(うちその他)		1,293		6	
当期売上原価		29,255		100.0	

(注) 1. その他の主な内容は外部委託費又は紹介料です。

2. その他の主な内容は不動産の購入に関する諸経費です。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,167	652	676	1,329	21	4,104	4,125
当期変動額							
剰余金の配当						△726	△726
新株の発行（新株予約権の行使）	23	23		23			
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20	20		20			
当期純利益						1,458	1,458
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	43	43	—	43	—	732	732
当期末残高	1,210	696	676	1,372	21	4,836	4,858

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△167	6,454	181	181	11	6,647
当期変動額						
剰余金の配当		△726				△726
新株の発行（新株予約権の行使）		46				46
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		40				40
当期純利益		1,458				1,458
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			24	24	19	43
当期変動額合計	△0	819	24	24	19	863
当期末残高	△168	7,273	206	206	30	7,510

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,210	696	676	1,372	21	4,836	4,858
当期変動額							
剰余金の配当						△899	△899
当期純利益						1,665	1,665
自己株式の処分			7	7			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	7	7	－	765	765
当期末残高	1,210	696	683	1,379	21	5,601	5,623

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△168	7,273	206	206	30	7,510
当期変動額						
剰余金の配当		△899				△899
当期純利益		1,665				1,665
自己株式の処分	23	31				31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			127	127	17	144
当期変動額合計	23	796	127	127	17	941
当期末残高	△144	8,069	333	333	48	8,451

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

② その他の有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

当社の子会社又は関連会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともに投資有価証券に加減し、当社の子会社又は関連会社が組合の営業者となっていない投資事業有限責任組合・匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券に加減しております。

(2) 棚卸資産

① 販売用不動産

個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② その他の棚卸資産

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8年～47年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(1) 財産コンサルティング

財産承継においては、個人資産家に対して相続の事前・事後対策、保有不動産の有効活用、広大地活用、不動産の購入・売却に関するコンサルティングサービスなどを提供しております。

事業承継においては、企業オーナーに対して後継者決定支援、組織再編・財務改善・成長戦略支援、転廃業支援、M&A後の財産承継支援やM&A支援、事業承継ファンドを活用したコンサルティングサービスなどを提供しております。

商品組成等においては、ADVANTAGE CLUBおよびプライベート任意組合における運営管理、オペレーティングリース商品の提供、地方創生プロジェクトにおける運営管理、海外での運用商品等のサービスを提供しております。

上記コンサルティングは顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。所定の成果をあげることを履行義務とするものについては、当該サービスの提供が完了した一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産媒介契約に基づく不動産媒介サービスの履行義務は、不動産売買契約締結後、当該不動産売買取引の実現が確実であると客観的に判断した時に収益を認識しております。

(2)不動産取引

ADVANTAGE CLUBにおいては、不動産特定共同事業法に基づき商品化した「不動産共同所有システム」により組成された任意組合に対して、不動産の供給を行っております。その他不動産取引においては、顧客の資産運用ニーズへの対応を図る目的から、不動産の提供及び不動産に関連した商品の開発を行っております。

不動産売買の履行義務は不動産売買契約に基づき、不動産の引渡時に充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、不動産取引の一部において、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から不動産の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上することとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 投資有価証券の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券（非上場株式）	323	98
投資有価証券（投資事業組合への出資金等）	1,193	1,025

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(2)関係会社投融資の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	1,509	981
関係会社株式評価損	77	—
関係会社短期貸付金	507	486
貸倒引当金	176	246

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がないことから、当該会社の財政状態の著しい悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、実質価額が概ね5年以内に取得原価まで回復することを十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額処理を行うこととしております。また、財政状態が著しく悪化した関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度において新たな株式の減損処理や貸付金に係る貸倒引当金を計上する可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	168	147

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、前事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより、当事業年度より単体納税制度に移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、当事業年度から単体納税制度を適用するものとして、前事業年度末以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物	2,076百万円	1,976百万円
土地	194	194
計	2,271	2,171

担保付債務は、次の通りであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	177百万円	162百万円
長期借入金	1,990	1,827
計	2,167	1,990

※2. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く)	236百万円	107百万円
短期金銭債務(関係会社短期借入金を除く)	307	71

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	44百万円	24百万円
売上原価	328	387
営業取引以外の取引による取引高	287	343

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.6%、当事業年度10.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.4%、当事業年度89.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
人件費	1,018百万円	903百万円
地代家賃	238	239
減価償却費	183	172

※3. 減損損失

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係)」において同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

※4. 投資有価証券評価損

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係)」において同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(百万円)

区分	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
子会社株式	1,489	961
関連会社株式	20	20

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	49百万円	78百万円
未払賞与	115	133
法定福利費	13	14
未払事業税	33	27
子会社株式	—	359
投資有価証券評価損	14	75
ゴルフ会員権評価損	6	6
投資有価証券	57	30
長期未払金	12	9
資産除去債務	6	1
その他	49	77
小計	359	815
評価性引当額	△100	△521
合計	259	294
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△91	△147
計	△91	△147
繰延税金資産の純額	168	147

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、単体納税制度への移行による子会社株式に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.45	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.63	
評価性引当額の増減	1.41	
連結納税による影響	△0.20	
その他	△1.45	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.21	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,711	1	30	2,682	501	117	2,181
工具、器具及び備品	262	16	41	237	158	28	79
土地	195	—	—	195	—	—	195
有形固定資産計	3,169	17	71	3,115	659	145	2,456
無形固定資産							
ソフトウェア	666	19	—	686	433	126	252
その他	2	—	—	2	0	0	1
無形固定資産計	668	19	—	688	434	126	253

(注) 建物及び工具器具備品の当期減少額の主な要因は、本社資産の除却によるものです。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	176	256	176	256

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.azn.co.jp
貸借対照表及び損益計算書に係る情報を提供する当社ウェブサイト	https://www.azn.co.jp
株主に対する特典	<p>1. 株主優待の内容</p> <p>A. 6月末日を基準日としたご優待</p> <p>(1) 対象となる株主様と内容 毎年6月30日現在の株主名簿に記載されている株主様のうち、2,000株以上ご保有の株主様 3,000円相当の商品10点または寄付2点から1点選択 さらに、10,000株以上かつ2年超継続ご保有の株主様 うかいグループ共通御食事券(20,000円)又は、 うかい特選牛(20,000円相当)</p> <p>(2) 優待時期 毎年8月下旬に発送予定の株主通信とあわせて、優待商品ご選択のご案内状を送付いたします。</p> <p>B. 12月末日を基準日としたご優待</p> <p>(1) 対象となる株主様と内容 毎年12月31日現在の株主名簿に記載されている株主様のうち、30,000株以上ご保有の株主様 うかいグループ共通御食事券(30,000円)又は、 うかい特選牛(30,000円相当)又は、 カトープレジャーグループ施設利用券(30,000円)</p> <p>(2) 優待時期 毎年3月下旬に発送予定の株主通信とあわせて、優待商品ご選択のご案内状を送付いたします。</p>

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第33期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月11日関東財務局長に提出

第33期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月9日関東財務局長に提出

第33期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく、臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月28日

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永利 浩史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 浩幸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、前連結会計年度の財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「繰延税金資産の回収可能性」については、当連結会計年度において将来の課税所得の見積りに係る不確実性の程度が低減したと考えられるため、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、2023年12月31日現在、非上場株式は98百万円となっており、会社は連結損益計算書において投資有価証券評価損224百万円を特別損失に計上している。</p> <p>会社は非上場株式の評価について、投資先の財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく下落したときに減損処理を行うこととしている。超過収益力が毀損しているかどうかの判断は、経営者の予測や期待等の主観的な判断を伴うものである。会社は、当連結会計年度において、非上場株式にかかる超過収益力が毀損していると判断し、実質価額に基づき投資有価証券評価損224百万円を計上している。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、非上場株式の評価が「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、非上場株式の評価について検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 経営者による非上場株式の評価に係る内部統制を理解した。</p> <p>(2) 経営者が実施した非上場株式の超過収益力及び実質価額の判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式の評価にあたり会社が使用した投資先の財務情報の信頼性を検討するため、投資先の取締役会資料を閲覧した。 ・投資先の事業の状況について担当取締役に質問した。 ・超過収益力を加味して取得した非上場株式について、超過収益力の毀損が認められるか否かを評価するにあたり、事業計画と実績を比較した。 ・当連結会計年度に減損処理を行った非上場株式について、実質価額の妥当性を検証し、評価損金額の計算の正確性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社青山財産ネットワークスの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社青山財産ネットワークスが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

永利 浩史

指定社員
業務執行社員

公認会計士

松本 浩幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークスの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、前事業年度の財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「繰延税金資産の回収可能性」については、当事業年度において将来の課税所得の見積りに係る不確実性の程度が低減したと考えられるため、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

非上場株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（非上場株式の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要

な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長蓮見正純は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2023年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。

全社的な内部統制については、当社及び連結子会社1社を対象として評価し、この評価結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社については、金額的質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価及び売掛金に係る業務プロセス並びに販売用不動産に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告の影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2023年12月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮見 正純
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長蓮見正純は、当社の第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。